



設計図書作成要領

請負工事編

測量調査設計業務編

令和4年(2022年)2月10日(改定版)

【2020.10】

北海道建設部

設計図書等作成要領

【請負工事編】

令和2年（2020年）10月

北海道建設部建設政策局建設管理課

目 次

【請負工事編】

1	設計図書について	工事 - 1
2	用語の定義	2
	2-1 契約図書の構成	
	2-2 契約関係用語の定義	
3	当初設計図書等の作成	7
	3-1 当初設計図書	
	3-2 当初参考資料	
	3-3 編さん順序	
	3-4 数量數位	
	3-5 留意事項	
4	変更設計図書等の作成	22
	4-1 変更設計図書	
	4-2 変更参考資料	
	4-3 編さん順序	
	4-4 積算上の留意点	
5	設計変更の契約条項の説明	29
	5-1 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）	
	5-2 設計図書の変更（契約書第18条）	
	5-3 工事中止（契約書第19条）	
	5-4 請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）	
6	設計変更の種類	31
	6-1 設計変更の定義	
	6-2 概数の確定による設計変更	
	6-3 工事内容の拡大に伴う設計変更	
	6-4 軽微な設計変更	
	6-5 設計変更の区分別の変更内容	
7	設計変更の取扱い	33
	7-1 契約書第17条	
	7-2 契約書第18条	
	7-3 工事内容の拡大の設計変更	
	7-4 概数の確定による設計変更	
	7-5 軽微な設計変更	
	7-6 留意事項	
8	設計変更のフロー図	37
	8-1 設計変更の適用条項選択フロー図	
	8-2 設計変更の手続きフロー図	
9	設計変更理由記載例	45
	9-1 一般事項	
	9-2 設計変更上申書と理由書の表現等	
	9-3 設計変更理由記載例の選定フロー図	
	9-4 概数等発注	
	9-5 契約書第17条第1項第1～3号（設計図書間の不一致等）	
	9-6 契約書第17条第1項第4～5号（設計図書と現場の状態との不一致等）	
	9-7 契約書第18条	
	9-8 契約書第19条	
	9-9 契約書第29条	

10	設計変更上申書等の記載例	工事 - 51
10-1	設計変更上申書（軽微の場合）	
10-2	設計変更上申書（第〇回設計変更の場合）	
10-3	設計変更上申書（軽微総括の場合）	
10-4	現場不符合等確認書	
10-5	現場不符合等確認報告書	
10-6	工事一時中止上申書	
10-7	概数として扱っていた数量の確定について	
10-8	工事内容の拡大の設計変更について	
10-9	工事内容の拡大の設計変更について（回答）	
11	設計変更に係るQ&A	60
11-1	概数等発注（共通編）	
11-2	概数等発注（道路編）	
11-3	概数等発注（河川・砂防編）	
11-4	概数等発注（海岸・漁港編）	
11-5	拡大設計変更	
11-6	契約書第17条	
11-7	契約書第18条・第19条・第20条・第21条等	
12	指定と任意の考え方	72
12-1	指定と任意の定義	
12-2	設計変更の取扱い	
12-3	仮設工の取扱い	
12-4	不適切な具体例	
13	不可抗力による損害の取扱い	76
13-1	工事中に受けた損害の負担	
13-2	損害の適用条件	
13-3	損害の負担範囲	
13-4	損害が累積した場合	
13-5	工事中における天災等の処理手順	
13-6	処理手順フロー	
13-7	損害発生に関する標準様式	
14	設計変更の進め方	86
14-1	適用	
14-2	チェックポイント	
15	関連通達集等	87
15-1	建設工事の概数等発注事務取扱要領	
15-2	概数等発注要領の運用指針	
15-3	概数等発注要領の運用（道路課）	
15-4	概数等発注要領の運用（河川課）	
15-5	概数等発注要領の運用（砂防災害課）	
15-6	概数等発注要領の運用（漁港漁村課）	
15-7	工事内容の拡大の設計変更について	
15-8	工事内容の拡大の設計変更についての一部改定について	
15-9	設計図書における施工条件等の明示の徹底について	
15-10	設計積算管理委員会規程（準則）	
15-11	大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領	
15-12	大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領の運用	
15-13	建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領	
16	設計変更ガイドライン	114
16-1	設計変更ガイドライン	
16-2	設計変更事例集（Q&A）	

【請負工事編】

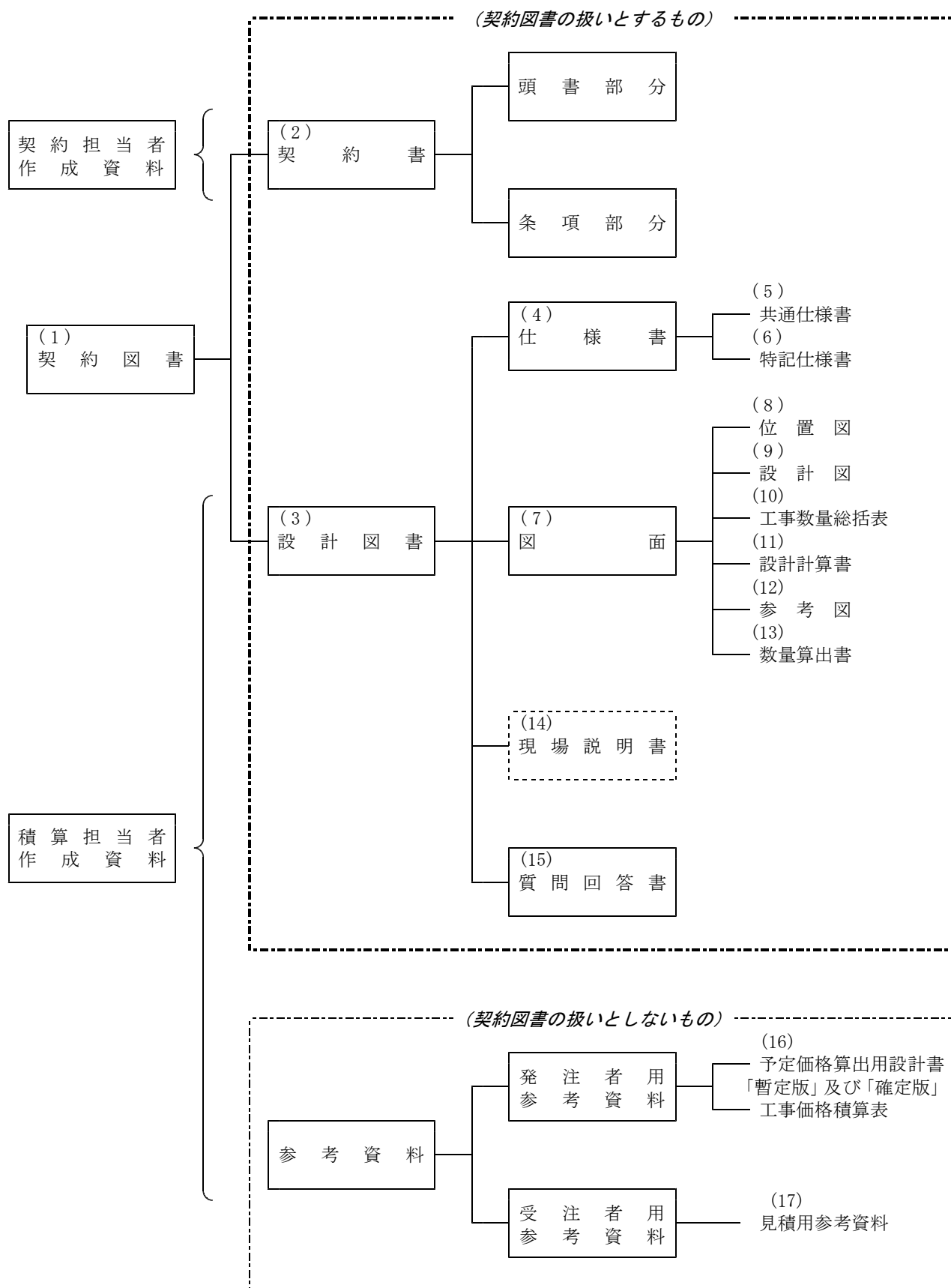
1 設計図書について

「公平な入札の確保」、「設計変更の迅速化」及び「合意事項の明確化」を行うためには、適切な設計図書を作成する必要がある。

設計図書の作成に当たっては、本資料を参考にするとともに、建設部が制定する「土木工事積算基準」、「下水道工事積算基準」、「漁港関係工事積算基準」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事工種体系化の手引き」、「土木工事数量算出要領」、「下水道工事工種体系化の手引き・工事数量算出要領」及び「漁港関係工事工種体系化の手引き・工事数量算出要領」等の諸基準により行う必要がある。

2 用語の定義

2-1 契約図書の構成



※括弧書きの数字は、「2-2 契約関係用語の定義」の番号を示す。

2-2 契約関係用語の定義

番号	用語	用語の定義	解説等
1	契約図書	<p>発注者、受注者双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。</p> <p>契約書（発注者と受注者の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。</p> <p>契約図書は、発注者と受注者双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。</p> <p>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】</p>	<p>契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と受注者の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。</p> <p>よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。</p>
2	契約書	<p>発注者と受注者との間の権利義務関係を明確にしたもので、工事名、工事場所、工期、請負代金額などの重要な契約事項が記載された書面の部分（いわゆる頭書と呼ばれる部分）と、請負代金の変更、契約の解除等の発注者と受注者の権利義務などの内容を定めている条項部分を併せたものをいう。</p> <p>【契約書は、契約図書の一部】</p>	<p>条項部分は、全工事に共通する基本的な条項のほか、工事ごとの事情に応じて適宜条項が追加される。</p> <p>追加される条項としては、債務負担に関するもの、植生工等に対する跡請保証に関するもの、ブロック等の製作における工事目的物の寄託に関するものなどがある。</p>
3	設計図書	<p>仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。</p> <p>【設計図書は、契約図書の一部】</p>	<p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。</p> <p>契約締結後、受注者は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p>
4	仕様書	<p>工事の施工に際して要求される技術的要件、いわゆる使用する材料の品質や規格、寸法・位置・仕上げの許容誤差など工事目的物の内容を規定するもののほか、施工上必要な工程や手順、採用が義務付けられている施工方法及び工事施工上の制約条件などを示すものであり、これらを詳細に記載した書面をいう。</p> <p>仕様書には、各工事に共通する共通仕様書と、各工事ごとの現場条件によって規定される特記仕様書があり、総称して仕様書という。</p> <p>【仕様書は、設計図書の一部】</p>	<p>契約書で定めた権利義務に基づき工事を施工するため、品質・規格・仕様・施工条件等を仕様書にて定めなければならない。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
5	共通仕様書	<p>各作業の手順、使用する材料の品質、数量、仕上げの程度等のほか、場合によっては施工方法等、工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ各工事に共通する内容を盛り込み作成した書面をいう。</p> <p>【共通仕様書は、設計図書の一部】</p>	<p>受注者は、工事を施工するにあたり、契約図書に（施工方法や材料規格等）特別の定め（特記事項）がない場合は、共通仕様書に記載されている内容を遵守し、施工方法や使用する材料を自らの責任において定めることとなる。</p>
6	特記仕様書	<p>共通仕様書で定められていないものや定められている事項と異なる場合等において、共通仕様書を補完するために工事固有の技術的要求事項及び工事施工上の制約事項を定める書面をいう。</p> <p>【特記仕様書は、設計図書の一部】</p>	<p>発注者は、委託調査結果等から現場条件を勘案し、予定価格の根拠を算出している。その際に想定した現場条件は、限られた調査資料から抽出するものであり、工事施工時に確認される詳細の現場条件と一致しないことも予想されるため、発注者が想定した現場条件も特記仕様書で明示する必要がある。</p>
7	図面	<p>工事の範囲や工事目的物の量的なものを視覚的に表したもので、工事目的物の内容等を、一定のルールに基づいて表現した図や表で、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書をいう。</p> <p>【図面は、設計図書の一部】</p>	<p>図面は、工事の全体を表示し、これによって施工されるものであることから、作成に当たっては、誤りや脱漏、不明確な表現がないよう細心の注意を払い、誰でも分かる表示とするとともに、必要な現場条件を明示することで、特記仕様書による明示を簡素化することができる。</p>
8	位置図	<p>地形図に工事箇所、残土処理場、仮置場、土取り場等の位置及び輸送経路等を記載した書面をいう。</p> <p>【位置図は、設計図書の一部】</p>	<p>現場条件を明確化するため、位置図に想定した輸送経路を記載するとともに、これを指定する必要がある場合には、別途特記仕様書にて明示すること。</p>
9	設計図	<p>工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。</p> <p>設計図とは、平面図、縦断図、標準断面図（定規図）、横断図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。</p> <p>【設計図は、設計図書の一部】</p>	<p>作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示する上で必要となる場合は、設計図に図示することができる。</p> <p>また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや受注者の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
10	工事数量 総括表	<p>契約条件の明確化を図るため、工事内容を構成する種別や細別などの項目と、項目ごとの規格・数量を、請負人が契約上制約されるもの（契約事項）とされないもの（非契約事項）に区分し、一覧的に記載した書面をいう。</p> <p>【工事数量総括表は、設計図書の一部】</p>	<p>現場条件等の変更が生じた場合、非契約事項であっても、適正な変更予定価格算定の基礎となることから、設計変更の対象とする。</p> <p>契約上、制約される事項・数量は、品質・出来形を確認する必要がある。</p> <p>摘要欄に積算上の現場条件を明示することにより、特記仕様書による明示を簡素化することができる。</p>
11	設計計算書	<p>工事目的物の設計計算条件や計算結果等を記載した書面をいう。</p> <p>これらは、受注者が工事を施工する際の条件であり、かつ、品質・出来形管理に必要となる諸数値でもあることから、分かり易い記載内容とする必要がある。</p> <p>【設計計算書は、設計図書の一部】</p>	<p>計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算書は設計時の検討資料であることから添付する必要はないが、設計計算書に記載されていない現場条件については、特記仕様書で明示すること。</p>
12	参考図	<p>現場条件から想定される一般的な仮設備や工事目的物を施工する際に使用する標準的な材料の仕様などを示した書面をいう。</p> <p>【参考図は、設計図書の一部】</p>	<p>参考図は契約において、その施工を制約するものではないため、受注者が任意に決定した工法や材料等を設計変更する必要はないが、これに示されている現場条件の変更等が生じた場合には、設計変更する必要がある。</p> <p>よって、受注者が採用した工法や材料等が参考図で示したものと異なる場合は、現場条件の変更等によるものか、任意判断によるものかを適切に判断する必要がある。</p>
13	数量算出書	<p>工事を施工する上で必要となる項目ごとの数量を設計図・参考図を基に算出し、取りまとめた書面をいう。</p> <p>【数量算出書は設計図書の一部】</p>	<p>工事数量総括表の基礎資料であり、工事目的物・仮設構造物等の妥当性を検証する上で必要不可欠なものである。</p>
14	現場説明書	<p>工事の入札前に、工事が行われる現場において、入札参加者に対して行われる工事の説明及び図面や仕様書に表示し難い現場条件を示した書面をいう。</p> <p>【現場説明書は、設計図書の一部】</p>	<p>建設部では、現場説明において入札予定者同士が入札前に会うことになるので、談合防止の観点から、原則として現場説明は行わないこととしているため、図面に表示し難い現場条件については、特記仕様書にて明示する。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
15	質問回答書	<p>入札参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>【質問回答書は、設計図書の一部】</p>	<p>回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧による公表等を行う必要がある。</p>
16	<p>予定価格算出用設計書</p> <p>(暫定版)</p> <p>(確定版)</p>	<p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「土木工事積算基準」や「土木工事工種体系化の手引き」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。</p> <p>設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、受注者と協議する根拠となるものである。</p> <p>【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</p> <p>積算担当者が作成したものを予定価格算出用設計書(暫定版)という。</p> <p>本部管理者が再計算処理して作成したものを予定価格算出用設計書(確定版)という。</p> <p>【予定価格算出用設計書(暫定版)及び予定価格算出用設計書(確定版)は、参考資料の一部】</p>	<p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。</p> <p>会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p> <p>積算担当者が積算条件等を入力して作成したもの。</p> <p>再計算システムに登録されている管理職(本部管理者)が入札日直近の最新単価を用いて作成したもの。</p>
17	見積用参考資料	<p>適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。</p> <p>【見積用参考資料は、参考資料の一部】</p>	<p>見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。</p>
18	積算内訳書	<p>予定価格の透明性の一層の向上を図るために、入札後に公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。</p> <p>【積算内訳書は、参考資料】</p>	<p>公表用の積算内訳書は、次のような効果や用途を期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・受注者が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。

3 当初設計図書等の作成

3-1 当初設計図書

(1) 設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）

設計図書として、特記仕様書、位置図及び工事数量総括表をまとめて綴ることとし、その記載内容、編さん及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 表紙

(ア) 施工年度、工事名及び所属名を記載する。

(イ) 審査欄及び押印は必要としない。

イ 特記仕様書

特記仕様書は、当該工事の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。

(ア) 土木工事共通仕様書で規定されていない事項

a 使用材料の品質、規格、寸法

b 支給材料及び貸与品の品名、数量、規格、性能、引渡場所及び引渡時期

c 施工に際する手法、留意事項

d 「土木工事積算基準等」の取扱い

e 「概数」の取扱い

f 「非契約事項（数量）」の取扱い

g 「参考図」の取扱い

(イ) 施工条件の明示事項

a 工程関係

(a) 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期

(b) 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法

(c) 当該工事に関し関係機関等と協議が成立していない事項がある場合は、当該協議の未成立により制約を受ける内容、当該協議事項及び当該協議の成立見込み時期

(d) 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件及び影響範囲

(e) 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期

(f) 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間
また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間

(g) 積算工程上見込んでいる休日以外の作業不能日数

b 用地関係

(a) 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期

(b) 工事用地等の使用終了後における復旧内容

(c) 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

(d) 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

c 公害関係

(a) 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容

(b) 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間

(c) 濁水、わき水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）

(d) 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

- d 安全対策関係
 - (a) 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間
 - (b) 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
 - (c) 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
 - (d) 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
 - (e) 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
- e 工事用道路関係
 - (a) 一般道路を搬入路として使用する場合
 - i 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等
 - ii 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
 - (b) 仮設道路を設置する場合
 - i 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間
 - ii 仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）
 - iii 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容
- f 仮設備関係
 - (a) 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等
 - (b) 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法
 - (c) 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
- g 建設副産物・建設廃棄物関係
 - (a) 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件
 - (b) 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容
 - (c) 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処分場所、距離等の条件
- h 工事支障物件等
 - (a) 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
 - (b) 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
- i 薬液注入関係
 - (a) 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等
 - (b) 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
- j その他
 - (a) 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置場所、期間、保管方法等
 - (b) 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等
 - (c) 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等
 - (d) 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容
 - (e) 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
 - (f) 工事用電力等を指定する場合は、その内容
 - (g) 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容
 - (h) 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
 - (i) 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等
 - (j) 運搬経路等を指定する場合は、その内容
 - (k) 寄託物品がある場合は、その品名、数量、規格、引渡場所、期間等
 - (l) 積算上想定した現場条件

(ウ) 「イ 特記仕様書 (7) d～g」の記載例

「土木工事積算基準等」

- 1 当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木関係工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事積算基準」、「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
- 2 「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
 - (1) 機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。
 - (2) 特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。
 - (3) 上記(1)(2)については、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等がこれにより難い場合には、必要に応じて設計変更する。
- 3 「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。
- 4 当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木工事数量算出要領」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

「概数」

- 1 「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。
- 2 概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
- 3 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。
- 4 当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
- 5 当該工事のうち〇〇〇〇は、現地測量を行った結果に基づき工事監督員と協議して数量を確定する。
なお、〇〇〇〇は概数の確定後、工事に着手すること。
- 6 当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理（ネットワーク等）を基に工事監督員と協議して数量を確定する。

「非契約事項（数量）」

工事数量総括表や積算内訳の各項目において括弧書きで示した数量は、契約事項とならないものの数量であり、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場・設計図書の不一致等が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。

「参考図」

参考図と朱書きして示した図面は、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項については、受注者の任意施工を拘束するものではない。

(エ) 「概数として扱う数量一覧表」の作成例

(北海道土木工事設計積算電算システム出力例)

※ 細目(レベル4)に対応する数量と細別を構成する内容の数量を概数とした事例

概数として扱う数量一覧表

	工事名	○○工事	当初		事業区分	概要
			前回数量	今回数量	工事区分	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	概要
法面工						
植生工						
腐植酸種子散布		m2		1,340		概数
防止策工						
立入防止柵		m		78		
立入防止柵		m		78		78m当り数量
床掘り	細別を構成する内容	m3		6.3		概数
埋戻し		m3		1.8		概数
						78m当り数量

立入防止柵の数量78mは概数ではないが、内訳の床掘りと埋戻しが概数となっている。

ウ 位置図

(7) 位置図は、国土交通省国土地理院が無償提供している電子地図データ（電子国土配信データ）を用い所定の様式（位置図様式）に貼付し、次の内容を記載する。

なお、電子地図データを用いない場合は、出張所管内図、河川図又は道路路線図等の原稿図面（複写不可）を用いて作成する。

a 工事箇所又は施工範囲

- (a) 工事名
- (b) 工事箇所：施工箇所の住所
- (c) 範囲：起点、終点部の緯度経度

b 特記仕様書で指定する箇所

- (a) 残土処理場、仮置場、土取場、発生土の引渡場所等
- (b) 建設副産物の仮置場等
- (c) 桁やブロック等の製作ヤード、仮置ヤード等
- (d) 発注者が想定した運搬経路等

(4) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

エ 工事数量総括表

工事数量総括表は、当該工事における契約事項（項目、数量）と非契約事項（項目、数量）を区分し、一覧にした表で、次のとおりとする。

(7) 工事数量総括表は、「土木工事工種体系化の手引き」により作成する。

(4) 非契約事項は、積算内訳の各項目において括弧書きで記載し、契約事項との区分が明確となるようにする。

(9) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

オ 作成部数

設計図書は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(2) 設計図

設計図は、工事目的物の位置、規格及び寸法等を詳細に記すこととし、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 図面の種類

(7) 平面図

工事目的物を平面的に記した図面で、施工範囲や周辺状況等を明示したもの。

(4) 縦断面図

工事目的物を縦断的に記した図面で、道路・河川等の高さ・縦断勾配を明示したもの。

(9) 標準断面図

平均的な現況地盤線に道路・河川等の構造・規格を明示した図面で、標準的な施工断面を明示したもの。

なお、事業によっては定規図ともいう。

(5) 横断面図

工事目的物を横断的に記した図面で、工事目的物の総量を把握するために必要な間隔（ピッチ）で作成したもの。

(4) 構造詳細図

鉄筋の加工図・配筋図や構造物配置図等、工事目的物の詳細を記した図面で、その詳細の位置や寸法及び使用する材料の仕様等を明示したもの。

なお、指定仮設とした場合は、仮設工構造図（詳細図）もこれに含まれる。

(4) 承認図

受注者が工事施工のため作成し、工事監督員の承諾を得る図面である。

なお、護岸工の布設展開図や電気工事の配線系統図等もこれに含まれる。

イ 作成要領

- (ア) 設計図には、単位目的物・仮設物の寸法や材料の材質・規格を明示する。
- (イ) 設計図には図面番号を記入し、図面の脱漏を防止しなければならない。
- (ロ) 設計図は赤色着色や旗上げ等を行って、工事内容が明確になるようにしなければならない。
- (ハ) 平面図は、起終点はもとより当該工事で施工する工事目的物等の施工位置、施工範囲及び施工数量等を明示する。
- (ニ) 平面図以外の設計図においても、必要に応じて(ア)と同様な明示を行う。
- (ホ) 標準的な工法・材料等により作成した図面が部分的に含まれる場合（PC橋の定着装置等）は、そのタイトル付近に「(参考)」と朱書きする。ただし、横断面等で示される作業土工など、その取扱いが「工事数量総括表」で明確に判断できる場合は、これを省略できる。

ウ 取扱い

- (ア) 記載される内容は、契約上の制約を有し、工事完成時において発注者が確認する。
- (イ) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

エ 作成部数

設計図は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。
なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(3) 参考図

参考図は、発注者が想定した標準的な工法や材料を記すもので、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 作成要領

- (ア) 表題又は表題付近の余白に「参考図」と朱書きする。
- (イ) 設計図の中に標準的な工法・材料等により作成した図面が部分的に含まれる場合（PC橋の定着装置等）は、そのタイトル付近に「(参考)」と朱書きする。ただし、横断面等で示される作業土工など、その取扱いが「工事数量総括表」で明確に判断できる場合は、これを省略できる。

イ 取扱い

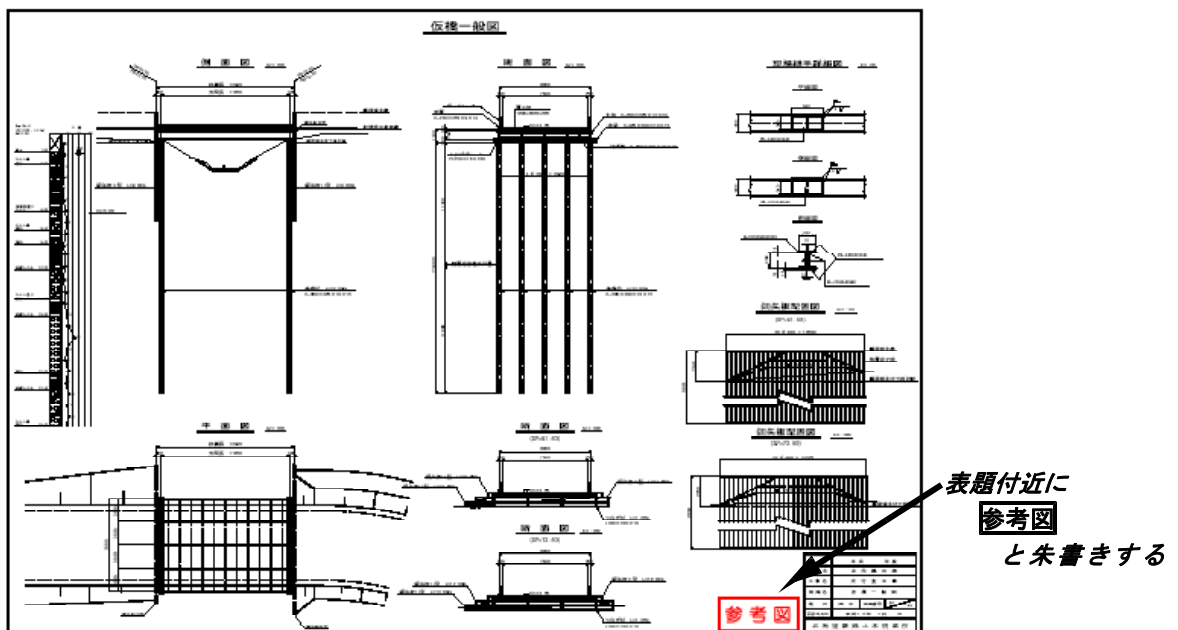
- (ア) 記載される内容は、あくまで参考であることから、契約上の制約を有さない。
- (イ) 現場条件等により記載内容を変更する必要がある場合は、設計変更の対象とする。

ウ 作成部数

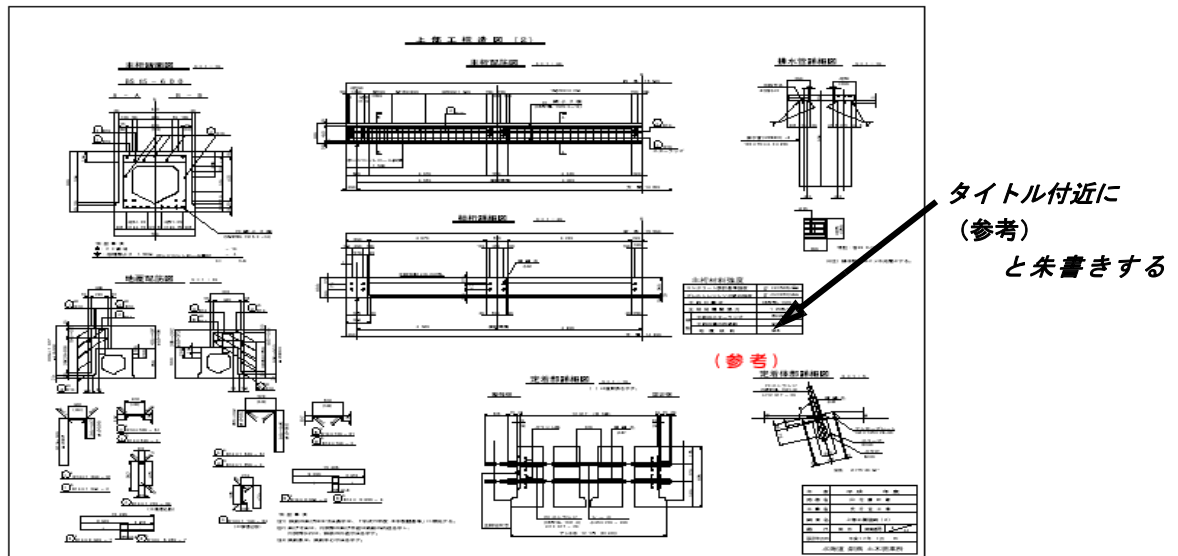
参考図は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。
なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

エ 参考図の明示例

- (ア) 図面全体が参考図である場合



(イ) 図面の一部が参考図である場合



(4) 設計計算書

設計計算書は、設計図の基となる設計計算条件及び結果を記載するもので、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 作成要領

設計計算書には、計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算表は添付しない。

イ 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

ウ 作成部数

設計計算書は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ(PDF)で作成する。

(5) 数量算出書

数量集計表及び数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 数量集計表

数量集計表は、工事数量総括表に用いる数量の根拠となる資料である。

(7) 工事目的物を工事の施工手順ごとに記載し、契約数量とならない仮設工や共通仮設費の積上げ部分等の数量についても取りまとめを行う。

(4) 数量の集計は、「土木工事数量算出要領」及び「漁港関係工事数量算出要領」等による。

イ 数量算出書

数量算出書は、数量集計表の算出の根拠となる資料である。

なお、数量の算出は、「土木工事数量算出要領」及び「漁港関係工事数量算出要領」等による。

ウ 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

エ 作成部数

数量算出書は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ(PDF)で作成する。

工事名

施工箇所

範囲

起 点

北 緯

度

分

秒

東 経

度

分

秒

終 点

北 緯

度

分

秒

東 経

度

分

秒

位置図の様式は、国土地理院地図等から入手してください。

※位置図の様式については、資料請求等により国土地理院に資料請求してください。

様式

①位置図を貼り付け、凡例に示したオートシェイプをコピーして描き付け等を行ってください。位置図の縮尺については工事範囲、周辺状況等を考慮の上、適宜設定すること。

②地図画像は、国土地理院地図等から入手してください。

(参照URL: <http://www.gsi.go.jp/>)

地理院地図から画像データを入手する場合、左下に表示されている「尺度」が消えないよう注意すること。(新様式はフッターに記載しています。)

また、出典先を明らかにするため、必ず「地図の出典元：国土地理院」と記載すること。

なお、国土地理院の地図情報データについては、国土地理院が著作権を有している。公共事業等で位置図等に利用する場合は判行物等として扱い、判行物等(今回の場合は、設計図書(表紙・特記仕様書・位置図・数量総括書)となる)の総ページ数に対し、位置図の掲載ページ数の割合が10%以上となる場合は、国土地理院の利用承認が必要となるので、留意すること。

③施工箇所の住所は、用地図や平面図から起点を側付近の住所を代表住所として記載する。

④施工起点・終点の緯度経度については世界測地系で表示することとし、用地図、平面図から読み取りするか、地理院地図を利用した簡易測定の結果を記載する。なお、施工箇所等の地点を表す場合は、起点のみ緯度経度を入力する。

⑤位置図には施工箇所及びその地指定する箇所(施工範囲等)を記入する。

⑥表示する情報については表示情報欄の口を■に修正して表示情報を明示する。

⑦施工箇所・施工範囲で1様式として作成する。また、その他の箇所は同一様式に混在してもかまわない。

⑧施工箇所については、起点側に丸印を付ける。

【位置図】

入力範囲

固定範囲

即時範囲外

表示情報(表示している情報は■)

施工箇所・施工範囲

建設副産物の仮置箇所

残土処理場

仮置場

土取場

養生土受置箇所

輸送起点箇所

その他

【凡例】>

■ 施工箇所

● 建設副産物の仮置箇所

○ 残土処理場

△ 仮置場

▲ 土取場

□ 養生土受置箇所

○ 輸送起点箇所

○ 起点

図面は上が北です

※1 位置図様式は積算システムポータルサイトよりダウンロードすることができる。
 ※2 作成方法は、位置図作成マニュアルにより作成すること。

3-2 当初参考資料

(1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）

予定価格算出用設計書（暫定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

(7) 施工年度、工事名及び所属名を記載する。

(4) 設計書の審査欄には、所属長（出張所長、事業課長等）、事業を所管する課長（道路課長、治水課長、維持管理課長等）、入札契約課長及び事業所管室長（事業室長、用地管理室長）の決済権者が押印することを原則とする。

イ 積算情報

積算情報は、積算に用いる基本的な条件を一覧にする。

設計書番号、設計者名、事務所名、適用単価、積算基準日、入札日（開札日）、積算（再計算）処理日、適用単価地区（ゾーン番号）、適用工種、積算時想定工事期間、工期の設定を記載する。

ウ 工事概要一覧表

工事概要一覧表は、当該工事の主な概要を一覧にする。

工事規模（工事延長、幅員等）や主な工事目的物の概要（形式、延長、量等）を記載する。

エ 諸経費情報

諸経費情報は、共通仮設費、現場環境改善費、現場管理費、中止期間中の現場維持費、一般管理費等の情報について記載する。

(7) 共通仮設費の情報には、主たる工種、施工地域補正の区分、除雪工事補正の有無、対象支給品費の額、無償貸与機械等評価額について記載する。

(4) 現場環境改善費情報には、計上の有無、市街地補正の区分を記載する。

(9) 現場管理費情報には、施工地域補正の区分、施工時期補正の区分・冬期日数・工期日数、緊急工事補正区分、砂防・地滑り工事補正の区分、対象支給品費、無償貸与機械等評価額を記載する。

(5) 中止期間中の現場維持費情報には、計上の有無、施工地域補正の区分、中止時点の純工事費額、積み上げ費用の額、一時中止日数、中止期間最終日の基準年月を記載する。

(6) 一般管理費等情報には、財団法人等の補正有無、前払い金割合による補正区分、契約保証に係る補正区分を記載する。

オ 工事費総括表

工事費総括表は、工事費の各費目ごとの金額を示しており、経費の配分に使用する。

災害関係設計書の工事雑費、応急工事費を記載する。

カ 合併設計書一覧

合併設計書一覧は、複数設計書を合冊又は追加発注する場合、諸経費を調整する各設計書名と工事価格を一覧にする。

キ 設計内訳書

設計内訳書は、その設計書の工事費を算出する。

なお、金額の端数処理方法や数量の計上方法については積算要領や数量算出要領を参照のこと。

(7) 細別には、名称、規格、単位、数量、単価、金額及び適用（単価表番号や概数）を記載する。

(4) 種別には、含まれる細別の合計額、工種には、含まれる種別をそれぞれ1式として金額を記載する。

(9) 直接工事費、共通仮設費、共通仮設費（率計上）、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費等、工事原価、消費税相当額及び工事費計についてそれぞれ1式として金額を記載する。

ク 各種諸経費

各種諸経費は、工場管理費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に分けて作成する。

また、処分費等指定行一覧についても作成する。

(7) 工場管理費には、間接労務費対象額、間接労務費率、間接労務費計上額、工場管理費 工場純工事費、非対象額計、工場管理費対象額、工場管理費率、工場管理費計上額を記載する。

(4) 共通仮設費には、主たる工種、対象工事費、直接工事費、準備費（処分費）、事業損失防止施設費、対象工事費に含まれる処分費、対象額支給品、無償貸付機械評価額、共通仮設費対象額、処分費等を除く共通仮設費対象額、共通仮設費（率分）率（補正前）、施工地域等補正、共通仮設費（率分）率（補正後）、調整工事計上額、現場環境改善費対象工事費、現場環境改善費対象額（P i）、現場環境改善費率（補正前）、現場環境改善費率（補正後）、共通仮設費（積上分）、運搬費、準備費・仮設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費、現場環境改善費、共通仮設費計等を記載する。

(9) 現場管理費には、主たる工種、純工事費、直接工事費、共通仮設費、非対象額計、対象額支給品、無償貸付機械評価額、現場管理費対象純工事費、処分費等を除く現場管理費対象純工事費、率（補正前）、施

工地域等補正、施工時期補正の区分、緊急工事補正、砂防・地すべり補正、率（補正後）、計上額、調整工事計上額等を記載する。

- (エ) 一般管理費率等には、工事原価、純工事費、現場管理費、中止期間中現場維持費、工場製作原価、非対象額計、一般管理費等対象工事原価、処分費等を除く一般管理費等対象工事原価、率（補正前）、前払金支出割合による補正係数、財団法人等による補正係数、契約保証に係る一般管理費等対象工事原価、契約保証に係る補正值、一般管理費等率（補正後）、計上額、調整工事計上額等を記載する。

ケ 内訳書

内訳書は、設計内訳書の細別（レベル4）に対する単位当たり金額を算出する。

コ 単価表

1次単価表は、細別に対する単位当たり金額を算出する。

2次単価表以下はその上位単価表に対する単位当たり金額を算出するが、参考資料として作成する。

単価表には、名称、規格／条件、単位、数量、単価及び単価適用日、歩掛適用日、労務調整区分を記載する。

サ 登録単価

登録単価は、登録単価、個人用損料それぞれ作成する。

コード、名称、規格、単位、単価、登録年度、登録月及び備考について記載する。

- (7) 資材単価の策定は、「**工事中用資材設計単価策定要領**」による。

- (4) 道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価、実勢価格調査単価及び、見積りに基づくものは、[道建設部策定単価]、[地方資材単価]、[刊行物単価]、「実勢価格調査単価」又は、[見積策定単価]と明記する。

シ 建設リサイクル法に関する解体工事費用調書

建設リサイクル法に関する解体工事費用調書は、特定建設資材を用いた工作物の解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

ス 建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書

建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書は、特定建設資材廃棄物の再資源化等施設の受入 費及び運搬費に要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

セ 集計リスト

集計リストは、機械損料、賃料、労務、材料、市場単価、その他に分けて作成し、予定価格算出用設計書に計上した機械損料、賃料、労務、材料、市場単価、その他について、名称・規格毎の単位、設計数量、単位、金額及び摘要を記載する。

ソ 質量20t以上の建設機械一覧表

質量20t以上の建設機械一覧表は、予定価格算出用設計書に計上した質量20t以上の建設機械を機種・規格毎に記載する。

タ 作成部数

予定価格算出用設計書（暫定版）は、積算担当者が発注者用を紙ベースで1部作成する。

(1)-2 単価算定資料等

- ア 単価算定資料等は、実勢価格調査、刊行物、見積り等により単価を策定した場合の策定根拠を次のとおり編さんする。

- (7) 見積書による単価策定書

見積書による単価策定書の複写（様式-3のみ）を添付する。

- (4) 刊行物による単価策定書

刊行物による単価策定書及び、刊行物の表紙・該当頁の複写を添付する。

イ 作成部数

- (7) 単価算定資料等は、積算担当者が発注者用を紙ベースで1部作成する。

- (4) 単価算定資料等の工事監督員用は、予定価格算出用設計書の工事監督員用と併せて入札終了後に紙ベースで1部作成する。

ウ 単価算定資料等は別冊にし、策定根拠として予定価格算出用設計書に添えること。

また、再計算を行った場合は、予定価格算出用設計書（確定版）に別に綴り添え換えること。

(2) 予定価格算出用設計書（確定版）

予定価格算出用設計書（確定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとするほか、記載のないものについては、「(1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）」と同様とする。

ア 表紙

(7) 施工年度、工事名、再計算処理日、入札用積算済及び所属名を記載する。

(1) 予定価格算出用設計書（確定版）には、出力後に再計算処理者、出力者及び決裁権者が押印することを原則とする。

イ 作成部数

(7) 予定価格算出用設計書（確定版）は発注者用を紙ベースで1部作成する。

(1) 予定価格算出用設計書の工事監督員用は、入札終了後に紙ベースで1部作成する。

(3) 見積用参考資料

見積用参考資料の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

審査欄及び押印は必要としない。

イ 積算情報

設計者名及び積算（再計算）処理日を空白にして作成する。

ウ 工事概要一覧

予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ 諸経費情報

金額欄を空白にして作成する。

オ 合併設計書一覧

価格欄を空白にして作成する。

カ 設計内訳書

単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。

キ 各種諸経費

金額、諸経費率を空白にして作成する。

ク 内訳書

単価・金額欄を空白にして作成する。

ケ 単価表

(ア) 単価・金額欄を空白にして作成する。

(イ) 道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価、実勢価格調査単価及び見積もりに基づくものは、「道建設部策定単価」、「地方資材単価」、「刊行物単価」、「実勢価格調査単価」又は「見積策定単価」と明記する。

コ 登録単価、建設リサイクル法に関する解体工事費用調書、建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書、集計リスト

単価・金額欄を空白にして作成する。

サ 作成部数

(7) 見積用参考資料は、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(1) 入札までの期間における入札参加者等の質問対応用（出張所用等）として紙ベースで1部作成する。

(2) 予定価格算出用設計書（確定版）

予定価格算出用設計書（確定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとするほか、記載のないものについては、「(1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）」と同様とする。

ア 表紙

(7) 施工年度、工事名、再計算処理日、入札用積算済及び所属名を記載する。

(4) 予定価格算出用設計書（確定版）には、出力後に再計算処理者、出力者及び決裁権者が押印することを原則とする。

イ 作成部数

(7) 予定価格算出用設計書（確定版）は発注者用を紙ベースで1部作成する。

(4) 予定価格算出用設計書の工事監督員用は、入札終了後に紙ベースで1部作成する。

(3) 見積用参考資料

見積用参考資料の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

審査欄及び押印は必要としない。

イ 積算情報

設計者名及び再計算日を空白にして作成する。

ウ 工事概要一覧

予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ 諸経費情報

予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

オ 合併設計書一覧

価格欄を空白にして作成する。

カ 設計内訳書

単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。

キ 各種諸経費

金額、諸経費率を空白にして作成する。

ク 内訳書

金額、諸経費率を空白にして作成する。

ケ 単価表

(ア) 単価・金額欄を空白にして作成する。

(イ) 道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価、実勢価格調査単価及び見積もりに基づくものは、「道建設部策定単価」、「地方資材単価」、「刊行物単価」、「実勢価格調査単価」又は「見積策定単価」と明記する。

コ 作成部数

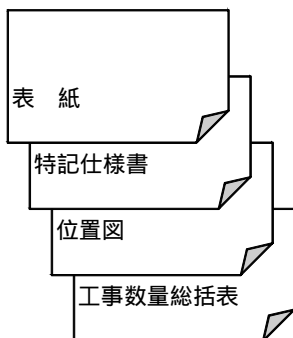
(7) 見積用参考資料は、入札参加者閲覧用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(4) 入札までの期間における入札参加者等の質問対応用（出張所用等）として紙ベースで1部作成する。

3 - 3 編さん順序

(1) 当初設計図書

【設計図書】



発注者用、工事監督員用、受注者用
(閱 覧)

【図 面】

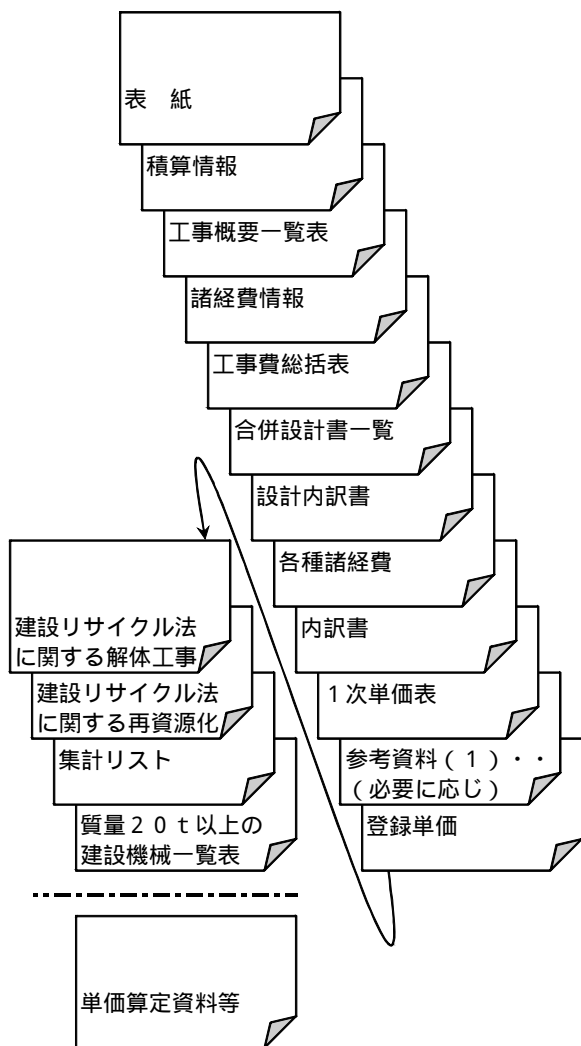


発注者用、工事監督員用、受注者用
(閱 覧)

(2) 当初参考資料

【予定価格算出用設計書（暫定版）】

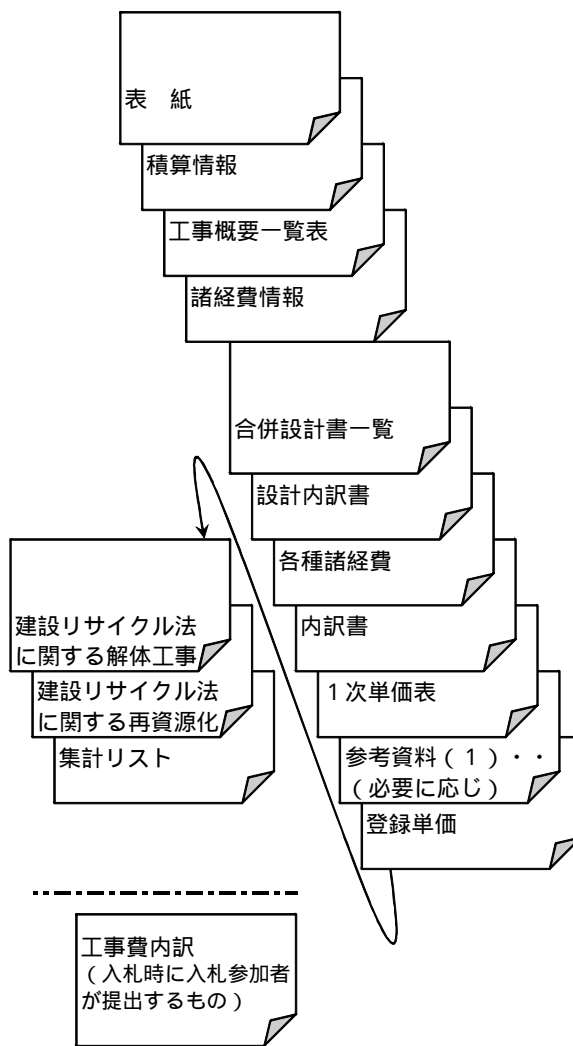
【予定価格算出用設計書（確定版）】



単価算定資料等は別冊にする

発注者用、工事監督員用

【見積用参考資料】

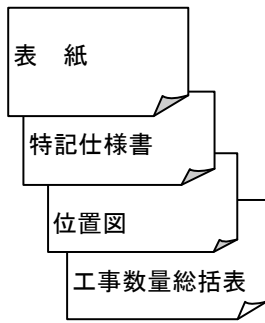


受注者用 (閱 覧)
質問対応用 (出張所用等)

3-3 編さん順序

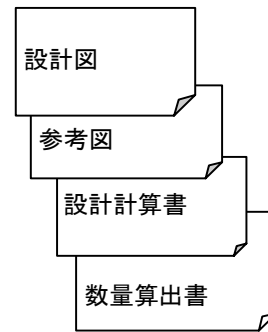
(1) 当初設計図書

【設計図書】



発注者用、工事監督員用、受託者用
(閲覧)

【図面】

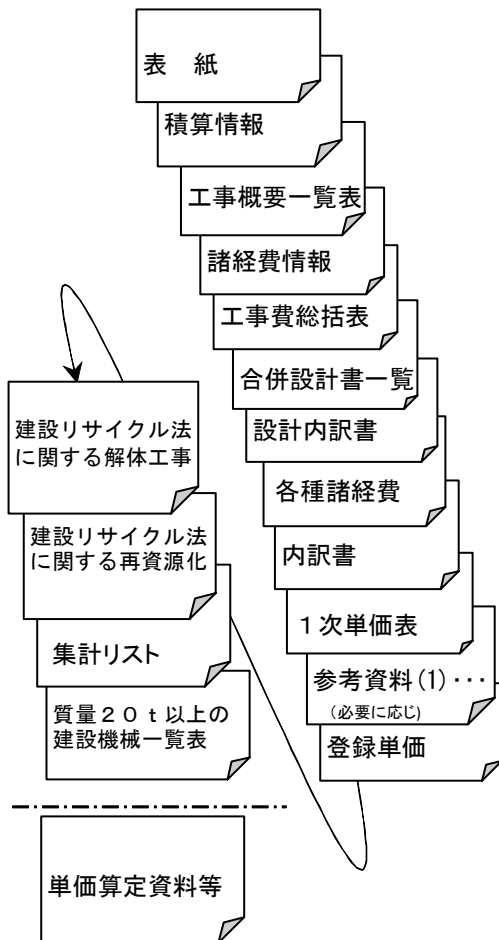


発注者用、工事監督員用、受託者用
(閲覧)

(2) 当初参考資料

【予定価格算出用設計書（暫定版）】

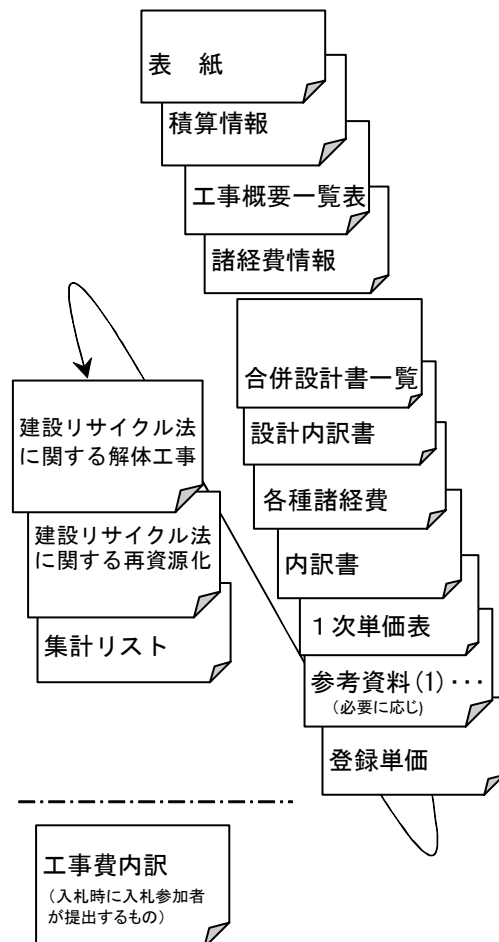
【予定価格算出用設計書（確定版）】



※単価算定資料等は別冊にする

発注者用、工事監督員用

【見積用参考資料】



受託者用 (閲覧)
質問対応用 (出張所用等)

3 - 4 数量数位

(1) 工事数量総括表・予定価格算出用設計書の数量数位

ア 工事数量総括表及び予定価格算出用設計書の設計内訳書において、数量欄に計上する数量は、「土木工事数量算出要領」に定める数位を標準とするが、定めのないものについては表1に定める数位を標準とする。

ただし、個数、m、kgで計上するものと材料費は単位限（小数点以下四捨五入）またkm及びt単位で計上するものは小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）を標準とする。

表1 集計数量数位

数 量	数 位	摘 要
1,000 未 満	有効数字上位2桁	3桁以下切捨て
1,000 以 上	有効数字上位3桁	4桁以下切捨て

イ 個数で計上するものと材料費は、次のとおりとする。

(ア) 個数で計上するものとは、単位が個、枚、基、箇所、人、日、式等のものをいう。

(イ) 材料費とは、工場において原材料に加工を加え、一般に市販されている製品（ブロック、管類のコンクリート製品、鋼管・高欄等の鉄鋼製品、照明等の電気製品、生コンクリート、アスファルト合材等）をいい、切込砂利等の石材、張芝等の植生資材、足場・支保等の仮設材損料及び産業廃棄物処分費等も材料費として扱う。

ウ 予定価格算出用設計書の1次単価表等において、数量欄に計上する数量は、表2、表3に定める数位を標準とする。

エ 単位限に満たない場合は、有効数字上位1桁の数量を数位とする。（2桁以下四捨五入）

（例：0.25 0.3、0.0034 0.003）

オ 工事規模及び工事内容等により計上数位が不相当と判断される場合は、適正に数位を定めるものとする。

（例：無収縮モルタル等の単価が高いもの、維持補修工事等の小規模な工事）

表2 工種内訳書の数量の数位

名 称	種 類	単 位	数 位	摘 要
土 工 量	土 量	m ³	小数位以下1位止	2位四捨五入
法 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
コンクリートブロック(石)積(張)面積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
コンクリート・アスファルト体積	体 積	m ³	小数位以下1位止	2位四捨五入
型 枠 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
鉄 筋 質 量	質 量	kg	小数位以下1位止	2位四捨五入
足 場 ・ 支 保	面 積 体 積	掛m ² 空m ³	整 数 位 止 小数位以下1位止	1位四捨五入 2位 "
粗朶沈床等面積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
舗 装 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
区 画 線	延 長	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
トンネル断面積	断 面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
鋼 材 質 量	質 量	kg・t	小数位以下1位止	2位四捨五入
ボ ル ト 質 量	本 数 質 量	本 kg	整 数 位 止 小数位以下1位止	1位四捨五入 2位四捨五入
塗 装 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入

(注) 1 歩掛値等については、表3による。

2 数位に満たない場合は有効数字上位1桁（2桁以下四捨五入）の数量を数位とする。なお、表にないものは表2に準ずるものとする。

3-4 数量数位

(1) 工事数量総括表・予定価格算出用設計書の数量数位

ア 工事数量総括表及び予定価格算出用設計書の作成部数

(7) 見積用参考資料は、入札参加者閲覧用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。
 (4) 入札までの期間における入札参加者等の質問対応用（出張所用等）として紙ベースで1部作成する。
 価格算出用設計書の工事費内訳書において、数量欄に計上する数量は、「土木工事数量算出要領」に定める数値を標準とするが、定めのないものについては表1に定める数値を標準とする。

ただし、個数、m、kgで計上するものと材料費は単位限（小数点以下四捨五入）、またkm及びt単位で計上するものは小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）を標準とする。

表1 集計数量数位

数 量	数 位	摘 要
1,000 未 満	有効数字上位2桁	3桁以下切捨て
1,000 以 上	有効数字上位3桁	4桁以下切捨て

イ 個数で計上するものと材料費は、次のとおりとする。

(7) 個数で計上するものとは、単位が個、枚、基、箇所、人、日、式等のものをいう。

(4) 材料費とは、工場において原材料に加工を加え、一般に市販されている製品（ブロック、管類のコンクリート製品、鋼管・高欄等の鉄鋼製品、照明等の電気製品、生コンクリート、アスファルト合材等）をいい、切込砂利等の石材、張芝等の植生資材、足場・支保等の仮設材損料及び産業廃棄物処分費等も材料費として扱う。

ウ 予定価格算出用設計書の1次単価表等において、数量欄に計上する数量は、表2、表3に定める数値を標準とする。

エ 単位限に満たない場合は、有効数字上位1桁の数量を数値とする。（2桁以下四捨五入）

（例：0.25→0.3、0.0034→0.003）

オ 工事規模及び工事内容等により計上数値が不相当と判断される場合は、適正に数値を定めるものとする。

（例：無収縮モルタル等の単価が高いもの、維持補修工事等の小規模な工事）

表2 工種内訳書の数量の数値

名 称	種 類	単 位	数 位	摘 要
土 工 量	土 量	m ³	小数位以下1位止	2位四捨五入
法 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
コンクリートブロック(石)積(張)面積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
コンクリート・アスファルト体積	体 積	m ³	小数位以下1位止	2位四捨五入
型 枠 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
鉄 筋 質 量	質 量	kg	小数位以下1位止	2位四捨五入
足 場 ・ 支 保	面 積 体 積	掛m ² 空m ³	整 数 位 止 小数位以下1位止	1位四捨五入 2位 "
粗朶沈床等面積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
舗 装 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
区 画 線	延 長	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
トンネル断面積	断 面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
鋼 材 質 量	質 量	kg・t	小数位以下1位止	2位四捨五入
ボ ル ト 質 量	本 数 質 量	本 kg	整 数 位 止 小数位以下1位止	1位四捨五入 2位四捨五入
塗 装 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入

(注) 1 歩掛値等については、表3による。

2 数値に満たない場合は有効数字上位1桁（2桁以下四捨五入）の数量を数値とする。なお、表にないものは表2に準ずるものとする。

表3 単価算出調書の数量の数位

区 分 種 別	寸 法			単 位	数 位	摘 要
	長	幅	厚又は径 又は高さ			
延 長	[3位 (m)] 2位 (m)			m		
労 務 人 員				人	2 位	小数点以下3位四捨五入
木 材	2位 (m)	1位 (cm)	1位 (cm)	本	1 位	小数点以下2位四捨五入
				m ³	3 位	小数点以下4位四捨五入
鋼 材	単位限 (mm)	単位限 (mm)	1位 (mm)	t	1 位	小数点以下2位四捨五入
				kg		
金 物	2位 (m)	単位限 (mm)	単位限 (mm)	kg	1 位	小数点以下2位四捨五入
砂利・碎石			単位限 (mm)	m ³	1 位	小数点以下2位四捨五入
砂・火山灰				m ³	1 位	小数点以下2位四捨五入
玉石・栗石			単位限 (mm)	m ³	1 位	小数点以下2位四捨五入
割 石			単位限 (mm)	m ³	1 位	小数点以下2位四捨五入
石 油 類				ℓ	有効数位2桁	有効数位3桁四捨五入
アスファルト類				t	3 位	小数点以下4位四捨五入
				kℓ		
石 粉				t	2 位	小数点以下3位四捨五入
セ メ ン ト				kg	単位限	小数点以下1位四捨五入
粗 朶 類	1位 (m)		単位限 (cm)	束	1 位	小数点以下2位四捨五入
芝	単位限 (cm)	単位限 (cm)	単位限 (cm)	m ²	1 位	小数点以下2位四捨五入
種 子 類				kg	単位限	小数点以下1位四捨五入
塗 料				kg	1 位	小数点以下2位四捨五入
				ℓ		
塗 装 表 面				m ²	1 位	小数点以下2位四捨五入
火 薬 タ イ ナ マ イ ト				kg	2 位	小数点以下3位四捨五入
雷 管				個	1 位	小数点以下2位四捨五入
目 地 材				m ²	2 位	小数点以下3位四捨五入
止 水 板				m	1 位	小数点以下2位四捨五入
防砂シート				m ²	1 位	小数点以下2位四捨五入
混 和 材				ℓ	2 位	小数点以下3位四捨五入
				kg		
石 灰				t	2 位	小数点以下3位四捨五入
				kg	単位限	小数点以下1位四捨五入
肥 料 類				t	2 位	小数点以下3位四捨五入
				kg	単位限	小数点以下1位四捨五入
時間・日数 月 数				h・日 月	2 位	小数点以下3位四捨五入
台 数				台	1 位	小数点以下2位四捨五入
か ご 類				m・m ² 個	単位限	小数点以下1位四捨五入
電 力 量				KWH	有効数位2桁	有効数位3桁四捨五入

(注) 1 別途定まっている歩掛値等については、本基準によらなくて良い。

2 上表で石油類、電力量の有効数位2桁とは、時間当り単価表の場合であり、日当り単価表の場合は単位限とする。

3-5 留意事項

(1) 特記仕様書

ア 効率的な設計変更処理を行うためには、予定価格算出用設計書作成時に想定した現場条件等も設計図書で明示する必要がある。特に設計図・設計計算書では分かり得ない現場条件については、特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示しておくことが重要である。

イ 積算上想定した現場条件の代表例

(ア) 土工等、運搬が伴う場合の「土質区分」、「運搬距離」及び「搬出先・搬出元」

(ただし、最終処分場・中間処理場は「運搬距離」のみ)

(イ) コンクリート打設における「打設方法ごとの各条件」(ポンプ車打設の日打設量やクレーン打設のクレーン規格等)

(ロ) 構造物単位等の積算手法で大括りされた基礎材などの雑材料費計上の有無

(ハ) 基礎工関係における工法や杭打設長等の条件値

(ニ) 枠組足場計上時の手摺先行型枠組足場計上の有無

(ホ) コンクリートの取壊し方法

(ヘ) 標準機種以外を用いて積算した場合、その想定機種

ウ 積算上想定した現場条件として明示すべき事項の詳細については、各「**工事工種体系化の手引き**」を参照すること。

(2) 位置図

運搬距離の算定は、縮尺5万分の1地形図を用いるのが一般的であり、詳細の位置確定や想定ルートの通行止め等により、運搬距離の変更が生じる場合がある。こうした設計変更処理を行うためには、適切な位置図を作成するとともに、想定した運搬距離等の現場条件を工事数量総括表の摘要欄や特記仕様書で明示することで「設計図書の不一致」という扱いができることとなる。

(3) 工事数量総括表

ア 摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。

イ 規格(レベル5)欄には、必要事項を必ず明示する。

ウ 該当工種に必要な細別(レベル4)がない場合は、各「**工事工種体系化の手引き**」の他体系のツリーを参照し、適切な積算体系とする。

(4) 設計図

集水桝等の基礎材や法留基礎コンクリートの目地材等、工事工種体系化構成表において単価構成内容に含まれるもので、工事数量総括表の規格(レベル5)に明示されない材料等の位置や規格・寸法は、設計図で明示するとともに、必要に応じて特記仕様書を添付する。

(5) 設計計算書

委託成果品等の設計計算書全部を設計図書とする必要はなく、設計条件等が簡潔に分かる資料として良い。

(6) 積算基準日

予定価格算出用設計書作成時の積算基準日は入札日(開札日)とする。

4 変更設計図書等の作成

4-1 変更設計図書

(1) 変更設計図書

変更設計図書は、「3-1 当初設計図書」と同様に作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

当初設計図書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

イ 設計変更理由書

変更する理由及び内容を、明確かつ簡潔に記載する。

ウ 特記仕様書

(7) 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。

(4) 概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示する。

(北海道土木工事設計積算電算システム出力例)

※ 設計変更の事例

概数として扱う数量一覧表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
法面工						
植生工						未確定を示す
腐植酸種子散布		m ²	1,340	1,340	0	概数
排水工						
斜面对策付属物設置工						
防止策工						
立入防止柵		m	78	78	0	
立入防止柵		m	78	78	0	78m当り数量
床掘り		m ³	6.3	11.3	5.0	確定
						確定を示す
埋戻し		m ³	1.8	2.8	1.0	確定
						確定を示す

注: 床掘り、埋戻しは「細別を構成する内容」を構成する。

エ 位置図

現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。

オ 工事数量総括表

(ア) 前回数量、今回数量、数量増減を併記する。

(イ) 摘要欄については、変更後の内容を記載する。

(ウ) 規格（レベル5）が変更となった場合は、新たな細別（レベル4）を追加する。

(エ) 工事内容の拡大の設計変更の場合、変更となる内容のすべてについて、新たな工種（レベル2）を追加する。

また、その補助表現として「[拡大変更]」と明示する。

カ 作成部数

変更設計図書は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

(2) 変更設計図・参考図

ア 変更設計図・参考図の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

(ア) 現設計図から記載内容に変更が生じる場合、変更図面のみ添付する。

(イ) 変更図面は、表題付近の余白に「第 回設計変更」と朱書きする。

(ウ) 変更図面は、前回は黄色、今回を赤色で着色する。

なお、重複する箇所については、黄色に赤色を重ねて着色する。

(エ) 数量及び寸法等に変更が生じる場合は、前回数値（下段、黄色）と今回数値（上段、赤色）を2段書きとする。

(オ) 一葉（枚）全部が追加となる場合は「全増」、一葉（枚）全部が廃止となる場合は「全廃」と表題付近の余白に朱書きする。

キ 作成部数

変更設計図・参考図は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

(3) 変更設計計算書

ア 現設計計算書から記載内容に変更が生じる場合に添付する。

イ 作成部数

変更設計計算書は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

(4) 変更数量算出書

変更数量集計表及び変更数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 変更数量集計表

(ア) 前回の数量から記載内容が変更となる工種（レベル2）の数量集計表を添付する。

(イ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。

イ 変更数量算出表

(ア) 前回の数量から記載内容が変更となる数量算出書のみ添付する。

(イ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。

ウ 作成部数

変更数量算出書は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

- エ 位置図
現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。
 - オ 工事数量総括表
 - (ア) 前回数量、今回数量、数量増減を併記する。
 - (イ) 摘要欄については、変更後の内容を記載する。
 - (ウ) 規格（レベル5）が変更となった場合は、新たな細別（レベル4）を追加する。
 - (エ) 工事内容の拡大の設計変更の場合、変更となる内容のすべてについて、新たな工種（レベル2）を追加する。
また、その補助表現として「[拡大変更]」と明示する。
 - カ 作成部数
変更設計図書は、発注者用、工事監督員用及び受注者用の3部を紙ベースで作成する。
- (2) 変更設計図・参考図
- ア 変更設計図・参考図の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。
 - (ア) 現設計図から記載内容に変更が生じる場合、変更図面のみ添付する。
 - (イ) 変更図面は、表題付近の余白に「第〇回設計変更」と朱書きする。
 - (ウ) 変更図面は、前回は黄色、今回は赤色で着色する。
なお、重複する箇所については、黄色に赤色を重ねて着色する。
 - (エ) 数量及び寸法等に変更が生じる場合は、前回数値（下段、黄色）と今回数値（上段、赤色）を2段書きとする。
 - (オ) 一葉（枚）全部が追加となる場合は「全増」、一葉（枚）全部が廃止となる場合は「全廃」と表題付近の余白に朱書きする。
 - イ 作成部数
変更設計図・参考図は、発注者用、工事監督員用及び受注者用の3部を紙ベースで作成する。
- (3) 変更設計計算書
- ア 現設計計算書から記載内容に変更が生じる場合に添付する。
 - イ 作成部数
変更設計計算書は、発注者用、工事監督員用及び受注者用の3部を紙ベースで作成する。
- (4) 変更数量算出書
変更数量集計表及び変更数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。
- ア 変更数量集計表
 - (ア) 前回の数量から記載内容が変更となる工種（レベル2）の数量集計表を添付する。
 - (イ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。
 - イ 変更数量算出表
 - (ア) 前回の数量から記載内容が変更となる数量算出書のみ添付する。
 - (イ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。
 - ウ 作成部数
変更数量算出書は、発注者用、工事監督員用及び受注者用の3部を紙ベースで作成する。

4 - 2 変更参考資料

(1) 変更予定価格算出用設計書

変更予定価格算出用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第 回設計変更」と表示する。

イ 積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載する。

ウ 工事概要一覧

前回と今回の工事概要を併記する。

エ 新請負金額算出表

変更後の請負代金額を算出する。

新請負工事価格の算出方法及び、桁数処理は次のとおりとする。

(ア) 算出方法

新請負工事価格 = (新工事価格 × 現請負工事価格) / 現工事価格

(イ) 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位以上の場合の新請負工事価格は、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(ウ) 500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位以上の場合の新請負工事価格は、千円止め（千円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(エ) 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位未満の場合及び、500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め（有効桁数以下切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

オ 諸経費情報

カ 工事費総括表

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

キ 合併設計書一覧

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

ク 設計内訳書

(ア) 数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

ケ 各種諸経費

コ 内訳書

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる内訳書のみ添付する。

サ 単価表

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる単価表のみ添付する。

シ 登録単価、建設リサイクル法に関する解体工事費用調書、建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書、集計リスト

ス 作成部数

変更予定価格算出用設計書は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

(2) 変更見積用参考資料

変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受注者からの希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第 回設計変更」と表示する。

なお、審査欄及び押印は必要としない。

イ 積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載し、設計者名及び積算（再計算）処理日を空白にして作成する。

ウ 工事概要一覧

変更予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ 新請負金額算出表

金額欄を空白にして作成する。

4-2 変更参考資料

(1) 変更予定価格算出用設計書

変更予定価格算出用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

イ 積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載する。

ウ 工事概要一覧

前回と今回の工事概要を併記する。

エ 新請負金額算出表

変更後の請負代金額を算出する。

新請負工事価格の算出方法及び、桁数処理は次のとおりとする。

(ア) 算出方法

新請負工事価格 = (新工事価格 × 現請負工事価格) / 現工事価格

(イ) 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位以上の場合の新請負工事価格は、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(ロ) 500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位以上の場合の新請負工事価格は、千円止め（千円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(ハ) 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位未満の場合及び、500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め（有効桁数以下切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

オ 工事費総括表

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

カ 合併設計書一覧

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

キ 設計内訳書

(ア) 数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

ク 各種諸経費

ケ 内訳書

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる内訳書のみ添付する。

コ 単価表

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる単価表のみ添付する。

サ 作成部数

変更予定価格算出用設計書は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

(2) 変更見積用参考資料

変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受注者からの希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

なお、審査欄及び押印は必要としない。

イ 積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載し、設計者名及び再計算日を空白にして作成する。

ウ 工事概要一覧

変更予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ 合併設計書一覧

価格欄を空白にして作成する。

オ 設計内訳書

単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。

カ 各種諸経費

- オ 諸経費情報
金額欄を空白にして作成する。
- カ 合併設計書一覧
価格欄を空白にして作成する。
- キ 設計内訳書
単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。
- ク 各種諸経費
金額、諸経費率を空白にして作成する。
- ケ 内訳書、単価表
単価・金額欄を空白にして作成する。
- コ 登録単価、建設リサイクル法に関する解体工事費用調書、建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書、
集計リスト
単価・金額欄を空白にして作成する。
- サ 作成部数
変更見積用参考資料は、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

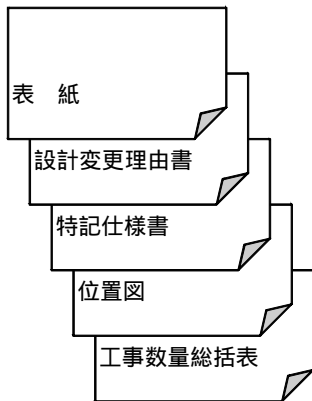
- 金額、諸経費率を空白にして作成する。
- キ 内訳書・単価表
単価・金額欄を空白にして作成する。

4 - 3 編さん順序

通知日以降適用

(1) 変更設計図書

【変更設計図書】



発注者用、工事監督員用、受注者用

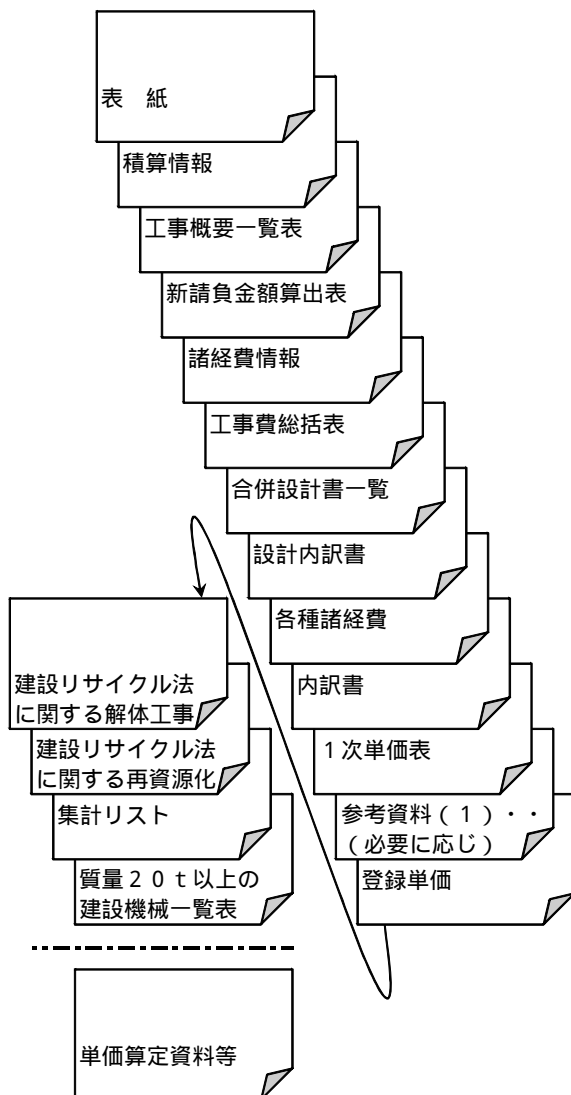
【変更図面】



発注者用、工事監督員用、受注者用

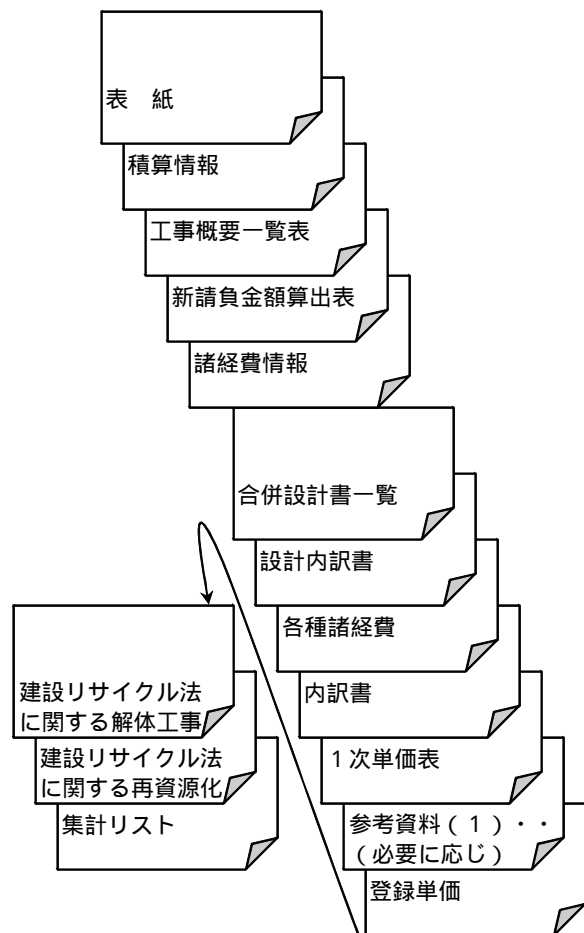
(2) 変更参考資料

【変更予定価格算出用設計書】



発注者用、工事監督員用

【変更見積用参考資料】

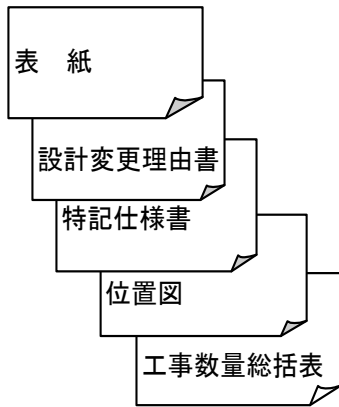


受注者用

4-3 編さん順序

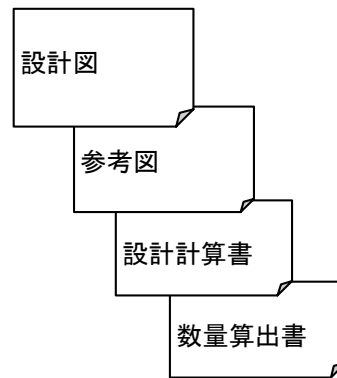
(1) 変更設計図書

【変更設計図書】



発注者用、工事監督員用、受注者用

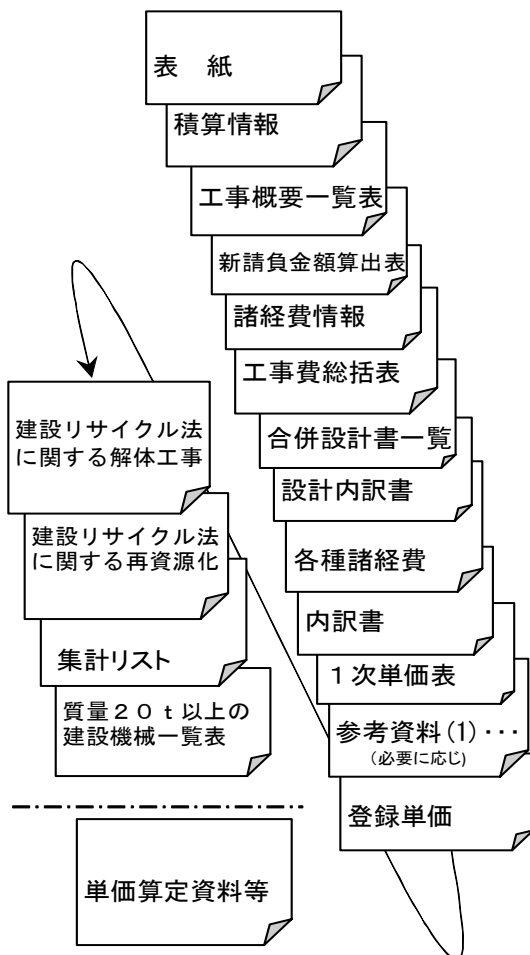
【変更図面】



発注者用、工事監督員用、受注者用

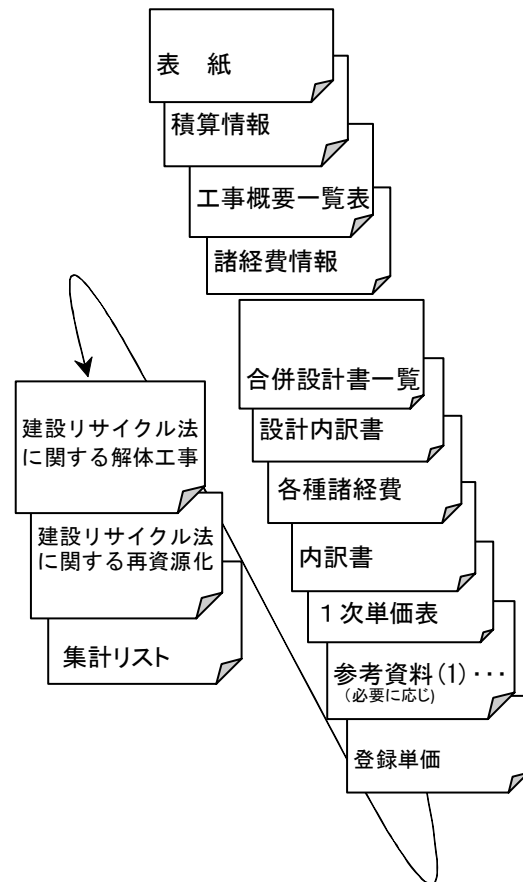
(2) 変更参考資料

【変更予定価格算出用設計書】



発注者用、工事監督員用

【変更見積用参考資料】



受注者用

4-4 積算上の留意点

- (1) 共通仮設費、現場管理費の算出における「工種区分」の取扱いについて
設計変更により金額が増減し、主たる工種区分に変更が生じる場合でも、当初設計の工種区分とする。
なお、工種区分については、「土木工事積算要領」、「下水道工事積算要領」及び「漁港関係工事積算基準」による。
- (2) 共通仮設費、現場管理費の補正の取扱いについて
 - ア 施工時期・工事期間による補正率（現場管理費率の補正）
 - (7) 契約工期の延伸短縮等により当初計上した補正率に増減が生じる場合は、設計変更の対象とする。（同時に契約工期の変更が伴う場合）
 - (イ) 当初の積算において補正を行っていなかったが、契約工期の延伸により補正率に増減が生じる場合は、設計変更の対象とする。（同時に契約工期の変更が伴う場合）
 - (ウ) 契約工期の変更を行わない場合は、当初設計の補正率による。
 - イ 施工地域による補正率（共通仮設費率、現場管理費率の補正）
工事区間の延伸短縮により施工地域区分の補正率に変更が生じる場合は、設計変更の対象とする。
- (3) 現場環境改善費の取扱いについて
 - ア 率で計上するもの
 - (7) 現場環境改善の内容（受注者が選択した項目及び受注者が増やした項目数量）に伴う設計変更は行わない。
 - (イ) 対象金額（ P_i ）の変動に伴う現場環境改善費率 i の変更は行わない。
 - イ 積上げ計上するもの
条件明示（積上げ計上分 $[\alpha]$ ）がなされているもので、明示内容に変更が生じる場合は設計変更の対象とする。
- (4) 冬期屋外工事の労務歩掛補正の取扱いについて
 - ア 工期の延伸短縮が生じる場合でも当初設計の補正率による。
 - イ 工事一時中止や延伸による繰越し等により、契約工期が3月31日を超える場合、3月31日を超える作業分は歩掛補正の対象としない。
 - ウ 工事一時中止や延伸による繰越し等により、全体工期が歩掛の補正対象外となる場合は、設計変更の対象とする。
 - エ 10月1日以降に拡大設計変更を行う場合、上申日を工期始と読み替えて、拡大工事の労務歩掛補正の対象とする。
- (5) 契約保証費の取扱いについて
契約保証費は、対象金額の増減による変更は行わない。

(6) 積算歩掛、単価及び諸経費

変更予定価格算出用設計書の積算に伴う「歩掛」、「材料・労務・機械等の単価」及び「諸経費」の取扱いについては、原則として次表のとおりとする。

設計変更の種類		積算歩掛	積算単価	諸経費
概数確定による設計変更		既契約時点の歩掛	既契約時点の単価	既契約時点 の工種区分
通常の 設計変更	取り合い等による設計変更			
	工事増量となる設計変更	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価	
拡大設計変更				

(注) 1 「概数確定による設計変更」

概数として扱った数量を確定し、それを設計変更する場合をいう。

2 「通常の設計変更」

契約書第17条及び第18条（拡大設計変更を除く）による設計変更で、「土木工事工種体系化の手引き」により次のとおり分類する。

(1) 「取り合い等による設計変更」

仮設工及び共通仮設費については既存の種別（レベル3）内、それ以外は既存の工種（レベル2）内で変更となるもの

(2) 「工事増量となる設計変更」

仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル3）、それ以外は新たな工種（レベル2）が追加となるもの

ただし、同一名称の種別（レベル3）若しくは細別（レベル4）がある場合は、「既契約時点の歩掛・単価」を適用

3 「拡大設計変更」

事業促進のために工事内容を拡大する設計変更をいう。

4 「変更通知時点」

変更設計図書の上申日をいう。

ただし、軽微な設計変更については、それぞれの軽微な設計変更を上申した日をいう。

5 設計変更の契約条項の説明

5-1 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等における受注者の通知義務と発注者及び受注者のとるべき措置について規定したものである。

条件変更の理由	解 説	適用条項
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条 第1項第1号
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることとは、受注者として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条 第1項第2号
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。	設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合等のことである。	第17条 第1項第3号
(4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。	設計図書で示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、わき水の有無又は量、地下水の水位などがあげられ、人為的な施工条件としては、地下埋設物、地下工作物、土取場、土捨場、通行道路、工事に関係する法令等があげられる。	第17条 第1項第4号
(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。	自然的な施工条件としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、たとえば一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。 人為的な施工条件としては、予想し得なかった騒音規制・交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害等があげられる。	第17条 第1項第5号

5-2 設計図書の変更（契約書第18条）

本条は第17条「設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等」における施工条件の変更等とは異なり、発注者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。

設計図書の変更理由	解 説	適用条項
(1) 計画、工法、仮設工等の変更	発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条
(2) 拡大設計変更	現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約額の3割以下*の増額の場合である。	第18条

※なお、変更見込額が当初契約額の3割以下とすることにより難い特段の事由が生じた場合の取扱いについては、別途定めることが出来る。

5-3 工事の中止（契約書第19条）

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合には、受注者が工事を施工する意思を持っていても工事を施工することができず、事実上、工事を中止せざるを得ない。このような場合には、発注者が工事の中止を受注者に命じなければならないという義務規定であり、工期又は請負代金の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。

中止の理由	解 説	適用条項
(1) 工事用地等の確保ができない、又は天候その他不可抗力による中止	発注者の義務である工事用地等の確保（第15条）が行われなため施工できない場合、設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備（第17条）が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為、工事現場の地形等の変動などの理由で、工事を施工できないと客観的に認められ、工事の全部又は一部の施工を中止しなければならない場合である。	第19条第1項
(2) 前項の規定のほか、必要がある場合における中止	前項の規定による中止以外で、発注者の意思で工事の全部又は一部を中止する場合である。例としては、第18条に基づく設計変更をしようとしている場合において、工事を続行させると設計変更時の工事の手戻りが大きくなると発注者が判断する場合等である。	第19条第2項

5-4 請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）

本条は、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、予算制度上や予算運営上等の理由がある場合には、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更できることを規定したものである。

6 設計変更の種類

6-1 設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている工事目的物の内容（形状、寸法、材質、規格、数量）及び施工条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

6-2 概数の確定による設計変更

工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した工事数量の確定を行う設計変更をいう。

6-3 工事内容の拡大に伴う設計変更

現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更額が当初契約額の3割以下の増額の場合に、早期に事業効果を発現する観点から、工事内容の追加を行う設計変更をいう。

（平成28年11月18日付け 建管第1467号）

6-4 軽微な設計変更

建設工事事務の簡素合理化を図り、もって事業の適期、効率的執行を確保するために定められた「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に基づく設計変更をいう。

軽微な設計変更の適用範囲

軽微な設計変更	新工種が生じない場合	新工種が生じる場合
増減見込額の累計	現請負代金額の30%以内で、かつ、1,500万円未満	左記、かつ、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が750万円未満

- (注) 1 増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、工期を変更する必要がある場合は、「軽微な設計変更」は適用できない。
- 2 増減見込額の累計とは、「軽微な設計変更」上申ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。
- 例) 1回目の軽微変更で1,000万円の増額見込み、2回目の軽微変更で600万円の減額見込みの場合の増減見込額の累計は+400万円ではなく1,600万円となり、この場合、2回目の上申時は軽微な設計変更を適用できないため、この段階で軽微総括と通常の設計変更（第〇回設計変更）により請負代金額を変更しなければならない。
- 3 「軽微な設計変更」における新工種とは、仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル3）、それ以外は新たな工種（レベル2）が追加となる場合である。

6-5 設計変更の区分別の変更内容

種類 内容	概数の確定による 設計変更	拡大設計変更	軽微な設計変更	通常の設計変更
金額制限の規定	なし	あり 変更額が当初契約額 の3割以下*	あり 増減見込額の累計が 現請負代金額の30% 以内で、かつ、1,50 0万円未満（新工種 は750万円未満）	なし
変更部分の工事着手	工事施工協議簿によ る確認後	設計変更を通知し請 負人の承諾後	軽微な設計変更の通 知後	設計変更を通知し請 負人の承諾後
工期の変更	できる	できる	できない	できる
設計変更の時期	概数の全部又は 一部が確定した時点	変更部分の工事着手 前	軽微の範囲を超える 時点又は工事完了前	変更部分の工事着手 前

(※平成28年11月18日付け 建管第1467号)

7 設計変更の取扱い

7-1 契約書第17条

(1) 契約書第17条第1項各号の分類

設計図書において、第1号から第5号間の明確な適用は困難であり、どの号に該当するかを定めても、その取扱いに差がないことから、次の2分類により、それぞれの扱いを定める。

ア 第1号から第3号 ～ 「設計図書間の不一致等」に関する条項

イ 第4号及び第5号 ～ 「設計図書と現場の状態との不一致等」に関する条項

(2) 分類ごとの取扱いについて

ア 「設計図書間の不一致等」について

共通仕様書において、各設計図書の優先順位を定めていないため、発注者が発見した不一致等や受注者が行う「設計図書の照査」により発見された不一致等については、どの設計図書を優先させることなく発注者が求める事項に変更する。

イ 「設計図書と現場の状態との不一致等」について

確認された不一致等について、設計図書を変更する必要がある場合は、これを変更する。

(3) 設計変更処理については、次のとおりとする。

ア 現場不符合等確認書（第33号様式）、現場不符合等確認報告書（第34号様式）について

設計図書を変更する必要がある場合は、現場不符合等確認書及び現場不符合等確認報告書により、支出負担行為担当者に報告するとともに、その設計変更処理を行う。

イ 変更予定価格算出用設計書について

工事数量総括表を変更する場合は、変更予定価格算出用設計書を作成し、その設計変更処理を行う。

ウ 受注者への通知について

設計図書を変更する場合は、請負代金額変更の有無にかかわらず受注者に通知することとし、設計変更協議を行う。

エ 変更時期について

不一致等を確認後、速やかに設計変更処理を行うこと。

7-2 契約書第18条

(1) 契約書第18条による設計変更については、次のとおりとする。

ア 設計変更事項

(ア) 土捨（取）場等の変更

(イ) 事業計画変更や関係機関等との協議結果による計画法線変更、工法変更及び仮設工変更等

(ウ) 工事内容の拡大の設計変更

イ 施工条件明示

当初設計図書の特記仕様書にて必要な施工条件を明示するとともに、受注者と適切な施工協議を行う必要がある。

(ア) 土捨（取）場等の位置

土捨（取）場等の所在地を位置図で示すとともに、名称等の必要事項を特記仕様書で明示する。

(イ) 計画・工法変更の可能性

事業計画や工法等が関係機関等と協議中であり、その変更の可能性が予見できる場合は、特記仕様書にて条件明示する。

7-3 工事内容の拡大の設計変更

(1) 工事内容の拡大による設計変更については、契約書第18条により行うこととなるが、その趣旨を踏まえ次のとおり適切に処理すること。

ア 適用の範囲

(ア) 工事实施の必要性

継続事業等であり、拡大工事内容を施工することで、その事業効果の早期発現が望めるもの。

(イ) 工事内容の限定

a 原契約と同一現場内の工事

例) 暫定盛土の増工、法面工の増工、橋脚の増工、砂防ダム嵩上増工、河道堀削の増工等

b 原契約の施工と分離施工が困難な工事

例) 工事延長の増、消波ブロック製作の増、橋梁製作の増、トンネル工事等

c 追加工事として他の業者と競争させると他の業者が著しく不利となり、競争入札の公平性を著しく損なう工事

例) 船使用の港関係工事、大型機械の使用工事、仮設構造物が伴う工事等

イ 手続き

拡大変更を安易に運用すると、様々な問題を生じたり、その財源の確保が後追いとなり事務が混乱する恐れがあるので、次の事項に十分留意のこと。

(ア) 当初設計時において、事業執行上の不確定要素等から設計変更用財源として工事費を留保する場合は、事前に本部事業担当課と十分協議すること。

(イ) 拡大変更を行う場合は、その設計変更を上申する前に、所定の様式により事前に支出負担行為担当者の承認を得ること。

(ウ) 上申の際には、拡大変更の承認の可否の判断材料とするため、上申書の「理由欄」には、予算執行が可能となった日(当該事業に係る他の工事費等が確定となった日、又は当該工事の不確定要素が解消された日等)も記載すること。

(エ) 支出負担行為担当者は、拡大変更の上申に対する承認の可否について、所定の様式により回答すること。なお、承認しない場合はその理由も記載すること。

7-4 概数の確定による設計変更

概数の確定による設計変更については、次のとおりとする。

(1) 数量確定について

ア 概数に係る不確定要素について、現地でその全部又は一部の詳細が判明した時点で、工事施工協議簿により数量を確定する。

なお、「不確定要素の一部」とは、土砂と岩盤が混在する床堀において、現地測量結果により地盤高を確定した後に工事着手し、岩盤線確定後に再度数量確定協議を行うような場合をいう。

イ 工事監督員は、概数等に係る工事の施工に当たっては、受注者の作成した施工図等を速やかに十分照査・検討すること。

なお、協議結果は工事施工協議簿に明記し、受注者にその写し等で指示する。

ウ 結果的に工事数量に変更が生じなかった場合においても、支出負担行為担当者に報告する。

(2) 設計変更等について

ア 概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更すること。ただし、概数の確定見込みが、結果的に工費・工期に著しい影響を与える場合は、速やかに当該工種を設計変更する。

イ 概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことができる。

また、概数として扱った数量が他の設計変更理由により変更となる場合は、この理由により設計変更することができる。

ウ 概数に係る設計変更理由は「概数の確定による」のほか、簡単な理由を付記するものとする。

(3) 数量の確定処理について

確定した数量については、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示した上で、変更設計図書に特記仕様書として添付し、設計変更処理を行うこと。

また、結果的に数量に変更が生じなかった場合で、設計変更時に確定処理を行っていない数量については、所定の様式により、支出負担行為担当者へ報告するとともに、受注者に通知し、承諾書を徴すること。

7-5 軽微な設計変更

軽微な設計変更については、次のとおりとする。

(1) 契約書第17条

現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）により支出負担行為担当者に報告し、次のいずれかにより設計変更すること。

ア 設計図書と現場の状態との不一致等

上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受注者がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。

(ア) 特記仕様書

必要な事項を取りまとめ作成する。

(イ) 設計図・参考図・設計計算書

「変更設計図書」の内、必要箇所の部分的なカラーコピーなどとして良い。

(ウ) 工事数量総括表・数量算出書

省略して良い。

(2) 契約書第18条

ア 土捨（取）場等の変更及び関係機関等との協議結果による仮設工の変更など

上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受注者がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。

イ 工事内容の拡大の設計変更

軽微な設計変更としては扱わずに、工事内容の拡大の設計変更として扱うこと。

(3) 概数の確定による設計変更

上申の際には、受注者が工事内容の変更を確認する資料として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

7-6 留意事項

(1) 契約書第17条による設計変更

ア 工事監督員は、現場代理人から契約書第17条第1項の規定による確認を請求されたとき、又は、自らその事実を発見したときは、現場不符合等確認書（第33号様式）を作成し、現場不符合等確認報告書（第34号様式）により支出負担行為担当者に報告すること。

なお、確認書の作成に当たっては、工事施工協議簿を活用することができる。

イ 請負代金額変更の有無にかかわらず、必ず設計変更処理を行うこと。

ウ 設計変更処理を行う際に、どの設計図書を変更したかを明確にするため、「4 変更設計図書等の作成」により適切に変更設計図書・参考資料を作成すること。

エ 予定価格算出用設計書は参考資料であり、「設計図書間の不一致等」の対象とはならないため、工事数量総括表を変更する必要がある場合は、予定価格算出用設計書を変更することはできない。

オ 「設計図書間の不一致等」の変更時期については、受注者が設計図書の照査を行うこととなっていることに留意し、施工前に速やかに変更すること。

カ 「設計図書間の不一致等」において、設計計算書の不一致が確認された場合など、その確認に時間を要する場合は、工事の一時中止を検討すること。

キ 「設計図書と現場の状態との不一致等」において、工法検討等により設計変更処理に時間を要する場合は、工事の一時中止を検討すること。

ク 必要に応じて「三者検討会」を活用すること。

(2) 契約書第18条による設計変更

工事工程等により、その変更が不可能となる場合が生じるため、工事施工協議簿により受注者と密な連絡調整を行うこと。

(3) 工事内容の拡大による設計変更

- ア 工事内容の拡大の設計変更の上申については、受注機会の確保等の観点から別途発注となった場合の入札事務の期間（約1ヶ月程度）を念頭におき、拡大変更が必要と判断された時点で速やかに行うこと。
- イ 設計変更の上申は、支出負担行為担当者の承認後であるため、工事内容の拡大の設計変更の上申の際の記載内容については、見込みであってかまわないのは当然であり、必要と判断された時点で速やかに工事内容の拡大の設計変更の上申を行うことが重要である。
- ウ 工事内容の拡大の設計変更の上申の際には、必要に応じて、拡大工事内容が適用の範囲であることが確認できる図面等の資料を添付すること。

(4) 概数の確定による設計変更

- ア 概数の確定による設計変更は、出来形数量へ確定する設計変更ではないことに留意すること。
- イ 結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常の設計変更として処理すること。
 - (ア) 工事目的物の構造・規格・材質等が変更となった場合
 - a 構造物の構造・規格・材質の変更
 - b 土工等の勾配の変更 など
 - (イ) 仮設工において取り合いの範ちゅうを逸脱した場合
 - a 仮締切工における自立矢板から二重矢板への変更
 - b 工事用道路工における敷砂利から敷鉄板への変更 など
- ウ 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。
- エ 概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。
- オ 工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。
- カ 標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により追加となる細別（レベル4）については、軽微な内容となることから概数の範ちゅうで扱うことができる。
また、「仮設道路の幅員」や「仮締切の水位」などの指定要件については、特記仕様書にて適切に施工条件明示を行うとともに、この指定要件が変更となる場合は、通常の設計変更として処理すること。
- キ 各事業ごとの取扱いについては、「概数等発注要領の運用指針」によるほか、各課の運用によること。

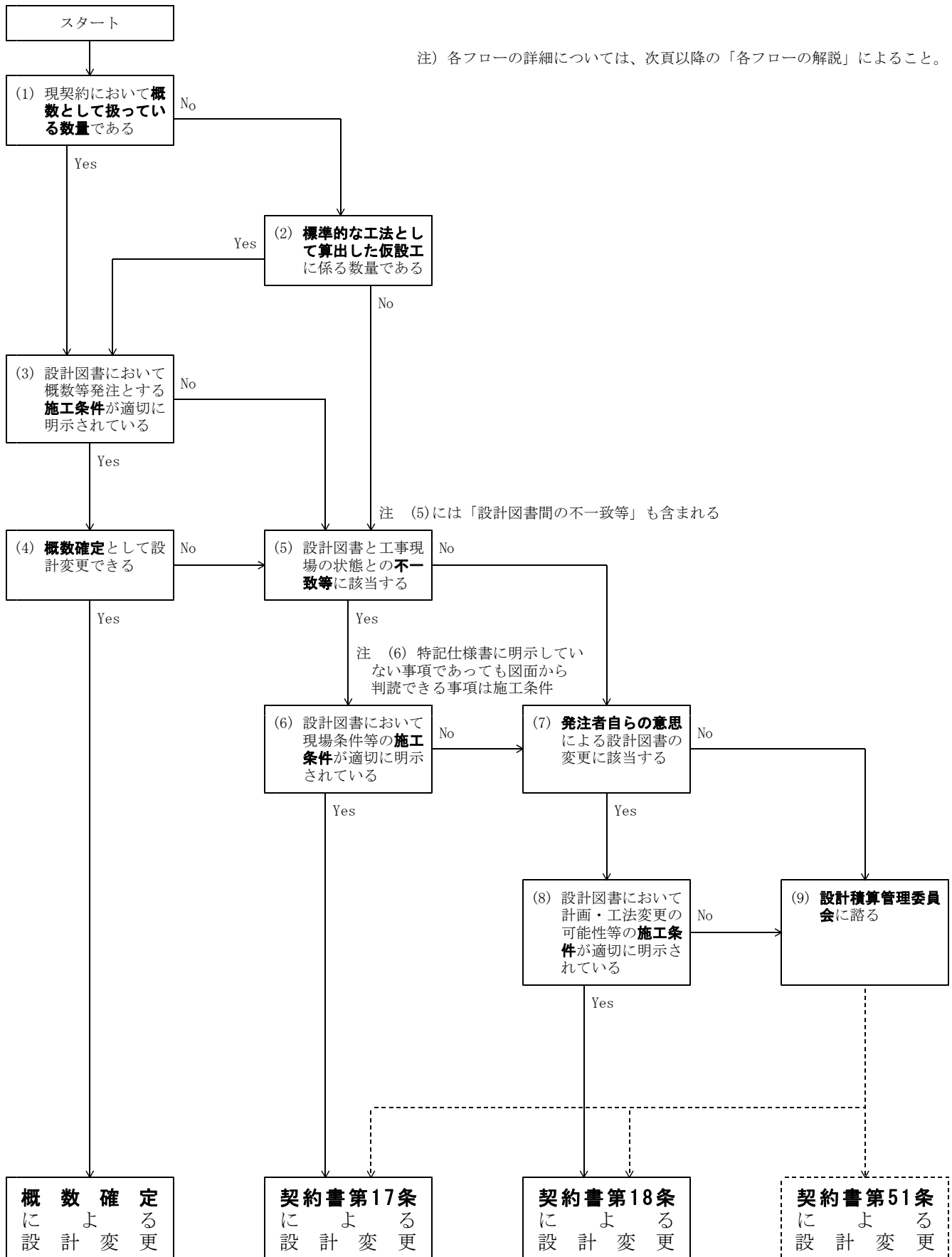
(5) 契約書第17条・第18条・概数の確定による設計変更を軽微な設計変更により行う場合

- 「軽微な設計変更」の適用の可否は、上申時の増減見込額により判断することとなるため、見込額が軽微総括時に大幅にかい離しないよう、見込額の算定に当たっては精度の向上に努める必要がある。

8 設計変更のフロー図

令和3年(2021年)10月1日
以降積算基準日適用

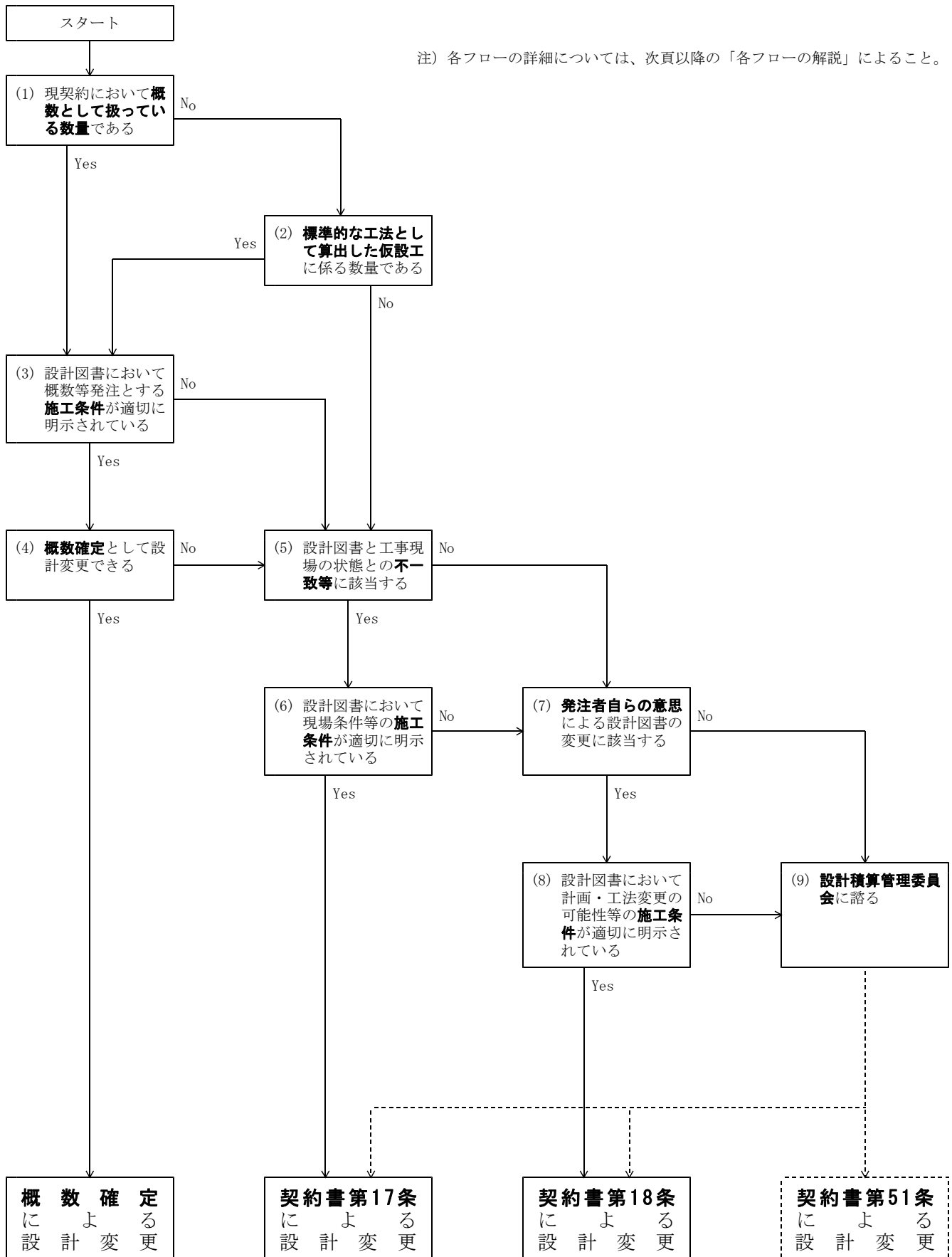
8-1 設計変更の適用条項選択フロー図



8 設計変更のフロー図

8-1 設計変更の適用条項選択フロー図

注) 各フローの詳細については、次頁以降の「各フローの解説」によること。



【各フローの解説】

1 本フロー使用の際は、次の文書等を参照すること。

- (1) 建設工事の概数等発注事務取扱要領（以下この章において、「取扱要領」という。）（「15 関連通達集等」参照）
- (2) 概数等発注要領の運用指針（以下この章において、「運用指針」という。）（「15 関連通達集等」参照）
- (3) 土木工事積算要領（以下この章において、「積算要領」という。）（北海道建設部制定）
- (4) 土木工事工種体系化の手引き、下水道工事工種体系化の手引き、及び漁港関係工事工種体系化の手引き（以下この章において、「体系化の手引き」という。）（北海道建設部制定）
- (5) 土木工事数量算出要領、下水道工事数量算出要領及び漁港関係工事数量算出要領（以下この章において、「数量算出要領」という。）（北海道建設部制定）

2 各フローについては、以下により判断すること。

(1) 「現契約において**概数として扱っている数量**である」

ア 確認事項

「概数として扱う数量一覧表」に明示されていない事項（数量）は、概数として扱うことができない。

よって、現契約の特記仕様書における「概数として扱う数量一覧表」で明示されていることが、絶対条件となる。

イ 留意事項

「取扱要領」で施工条件の明示を次のように定めている。

第5 設計図書における施工条件の明示

1 概数の表示

概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。

2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

- (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

概数等発注に係る取扱いは、契約書の条項に明記されていないため、特記仕様書にて明示する必要がある。

なお、北海道土木工事設計積算電算システムにおいては、細別（レベル4）に対応する数量と細別を構成する内容（一次単価表等で作成する単価構成内容）に、「概数サイン」を立てることで概数として扱う項目・数量が「概数として扱う数量一覧表」として自動的に出力される。

ただし、歩掛上の諸数値は概数として扱わないこととしているので、施工単価作成時に条件値として入力する数値で変更が予想される場合は、その前提となっている現場条件を別途特記仕様書にて明示し、契約書第17条「設計図書と現場の状態との不一致等」として処理することとなる。

(2) 「標準的な工法として算出した仮設工に係る数量である」

ア 確認事項

標準的な工法として算出した仮設工に係る数量は、取り合い等によって必要となる項目についても概数として扱えることとしている。

よって、現契約の特記仕様書において「概数として扱う数量一覧表」で明示されている仮設工に関連する項目が、取り合い等で増えた場合は、概数として扱うことができる。

イ 留意事項

「取扱要領」で仮設工に係る施工条件の明示を次のように定めている。

第5 設計図書における施工条件の明示

2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

- (4) 概数として扱う数量一覧表で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱うことがある。

取り合い等によって必要となる項目とは、おおむね次のとおりとなる。

(7) 仮締切工を鋼矢板締切とした場合、その鋼矢板規格や端部処理で必要となる土のう等

(4) 仮橋の延長を概数とした場合、その延長確定に伴う鋼材規格の変更等

ただし、次のような場合は概数として扱わないので、留意すること。

- a 鋼矢板仮締切の自立式から二重締切への変更
- b 工事用道路工を敷砂利のみとしている場合において、現地の地盤状況から必要となる盛土及び敷鉄板への変更
- c 水替工における排水量の変更及びポンプ据付箇所数
- d その他、主たる仮設工法が変更となる場合等

(3) 「設計図書において概数等発注とする**施工条件**が適切に明示されている」

ア 確認事項

「取扱要領」で定めている次の施工条件を特記仕様書で必ず明示していなければならない。

第5 設計図書における施工条件の明示

1 概数の表示

概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。

2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

- (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
- (2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を請負人に行わせることがある。
- (3) 概数として扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。
なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。
- (4) 概数として扱う数量一覧表で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱うことがある。

イ 留意事項

「3 当初設計図書等の作成」で施工条件の明示を次のように定めている。

3-1 当初設計図書

(1) 設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）

イ 特記仕様書

特記仕様書は、当該工事の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。

(イ) 施工条件の明示事項

j その他

(1) 積算上想定した現場条件

3-5 留意事項

(3) 工事数量総括表

ア 摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。

イ 規格（レベル5）欄には、必要事項を必ず明示する。

概数として扱っている事項を明確にするためには、工事数量総括表の規格（レベル5）欄に必要な事項を明示するとともに、積算上想定した現場条件を摘要欄等に明示する必要がある。この積算上想定した現場条件とは、積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値のことを指しており、他の設計図書では分かり得ないものや分かりづらいものを明示することとしている。数量確定の際には、こうした条件値が変動し単価が変更となることも予想されるため、工事数量総括表の摘要欄等に、こうした積算上の現場条件を明示する必要がある。

なお、市場単価における施工規模加算や土工における標準機種等については、設計数量から簡易に想定できることから、工事数量総括表の摘要欄等での明示を不要としている。

(4) 「概数確定として設計変更できる」

ア 確認事項

「運用指針」において、概数として扱うことが可能な数量を次のとおりとしている。

2 概数として扱うことが可能な工事数量について

(1) 大部分が概数によるもの

ア 標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数値を示し、これにより算出した工事数量をいう。

イ 取り合い等により軽微な変更が生じた場合とは、その工法に変更が生じない工種（ex. 土工、植生工etc.）や構造計算や安定解析計算に基づく構造物であっても、その構造に変更が生じない工種（ex. 法面工の吹付砕面積、防波堤の基礎捨石量etc.）及び施工後でなければ数量の把握が出来ない工種（ex. グラウト量、軟弱地盤における圧密沈下量etc.）の工事数量をいう。

(2) 主要部分以外が概数によるもの

ア 各工事目的物の主要部分のみを積算することによって、その工事目的物の全体量が把握できる工事数量（ex. 主要構造物の作業土工、柵や側溝などの単位当たり作業土工etc.）をいう。

イ 工事施工に当たって、指定仮設と任意仮設の如何にかかわらず、標準的な工法として設計計上された仮設工の工事数量をいう。

これは、概数として扱うことが可能な数量の分類を示したものであり、橋梁や擁壁などの構造計算を前提とした構造物の主要部分は、数量変更に伴って、その構造の検討が必要となるため、概数として扱うことができないとしている。

さらに、こうした基本的分類を踏まえて、各事業担当課から事業ごとに概数として扱うことが不適当な事例が例示されている。

よって、「概数として扱う数量一覧表」にて条件明示した事項であっても、これらに該当する場合は、概数確定による設計変更はできない。

イ 留意事項

「運用指針」において、その確定時の留意事項を次のとおりとしている。

5 留意事項

- (1) 結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常の設計変更として処理すること。
- (2) 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。
- (3) 概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。
- (4) 工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。
- (5) 標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により追加となる細別（レベル4）については、軽微な内容となることから概数の範ちゅうで扱うことができる。
また、「仮設道路の幅員」や「仮縮切の水位」などの指定要件については、特記仕様書にて適切に施工条件明示を行うとともに、この指定要件が変更となる場合は、通常の設計変更として処理すること。

工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合とは、次のとおりである。

- (7) 工事数量総括表の規格（レベル5）が変更となり、新たな細別（レベル4）が追加となる場合
例）工事目的物の規格等の変更など
- (4) 工事数量総括表の規格（レベル5）が変更とならなくても、その構造が変更となる場合
例）地盤改良工の置換における改良範囲の変更など
- (9) 工事数量総括表の規格（レベル5）に明示すべき事項がない場合
例）土工等における切（盛）土勾配、護岸工における根入れ長の変更（土砂から岩盤への変更等）、土工等で生じる残土の搬出先など
また、仮設工においては、「(3) **標準的な工法として算出した仮設工**に係る数量である」により、その可否を判断すること。

(5) 「設計図書と工事現場の状態との不一致等に該当する」

設計図書と工事現場の状態との不一致に該当する場合は、次のような事項である。

ア 分類

不一致の分類としては、「7 設計変更の取扱い」で、次のように分類している。

- (7) 設計図書間の不一致等
- (4) 設計図書と現場の状態との不一致等

イ 適用

上記アで示した分類ごとの適用は、次のとおりである。

- (7) 設計図書間の不一致等とは、次のような事項である。
 - a 「体系化の手引き」における階層で、細別（レベル4）の計上項目が設計図書間で異なる場合
例）コンクリート数量に係る鉄筋・型枠等
 - b 「体系化の手引き」における階層で、規格（レベル5）の表示が設計図書間で異なる場合
例）鉄筋径、トラフ規格、コンクリート種類など
 - c 「体系化の手引き」における階層で、細別（レベル4）及び規格（レベル5）について、質問回答書の内容が設計図書の内容と異なる場合
例）質問回答書で施工することとした細別（レベル4）の未計上及び規格（レベル5）の設計図書との不一致等
 - d 特記仕様書及び図面で示した資材等の規格・寸法が共通仕様書及び共通仕様書において定めている適用すべき諸基準に合致しない場合
例）鉄筋数量算出の基礎となるラップ長等
 - e 「体系化の手引き」における階層で、レベル5（規格）で定めるべき事項が、設計図書において定められていない場合等
- (4) 設計図書と現場の状態との不一致等とは、次のような事項である。
 - a 設計図書で示した自然的又は人為的な施工条件が実際の工事現場と一致しない場合
例）自然的な施工条件・・・掘削する地盤の高さ、地質、わき水の有無、地下水の水位等
例）人為的な施工条件・・・地下埋設物、地下工作物、工事用道路、通行道路等
 - b 一部に軟弱な地盤がある場合や転石がある場合等

(6) 「設計図書において現場条件等の**施工条件**が適切に明示されている」

契約書第17条を適用するためには、次のような施工条件を適切に明示する必要がある。

ア 施工条件明示

図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）で示すことができない積算上想定した現場条件（積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値）は、特記仕様書で施工条件として明示する必要がある。これは「体系化の手引き」において摘要欄に明示すべき事項としている。

例）土砂運搬時の単位体積質量・搬出先（搬入元）等

ここで留意すべき点は、特記仕様書において施工条件明示をしていない事項であっても、図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）から判読できる事項は施工条件であり、また、社会通念上、一般的に考えられる事項も施工条件となる。

例）作業時間に関する施工条件が明示されていないということは、当該工事で夜間作業を想定していないということが施工条件

イ 留意事項

設計図書には数量算出書も含まれており、「数量算出要領」では、積算上想定する現場条件（積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値）ごとに数量を算出することとなっている。

(7) 「**発注者自らの意思**による設計図書の変更に該当する」

発注者自らの意思による設計図書の変更（契約書第18条）に該当する場合としては、「**7 設計変更の取扱い**」において、次のとおりとしている。

ア 土捨（取）場等の変更

イ 事業計画変更や関係機関等との協議結果による、計画法線変更、工法変更及び仮設工変更等

ウ 工事内容の拡大の設計変更

現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約額の3割以下*の増額変更は、拡大設計変更として扱うことができる。その際の手続きとして、「15-7、8 工事内容の拡大の設計変更について」で次のとおり示されている。

（※平成28年11月18日付け 建管第1467号）

4 手続き

拡大変更を安易に運用すると、様々の問題を生じたり、その財源の確保が後追いとなり事務が混乱する恐れがあるので、次の事項に十分留意のこと。

- (1) 当初設計時において、事業執行上の不確定要素等から設計変更用財源として工事費を留保する場合は、事前に本部事業担当課と十分協議すること。
- (2) 拡大変更を行う場合は、その設計変更を上申する前に、別記第1号様式により事前に支出負担行為担当者の承認を得ること。
- (3) 上申の際には、拡大変更の承認の可否の判断材料とするため、上申書の「理由欄」には、予算執行が可能となった日（当該事業に係る他の工事費等が確定となった日、又は当該工事の不確定要素が解消された日等）も記載すること。
- (4) 支出負担行為担当者は、拡大変更の上申に対する承認の可否について、別記第2号様式により回答すること。

なお、承認しない場合はその理由も記載すること。

(8) 「設計図書において計画・工法変更の可能性等の**施工条件**が適切に明示されている」

図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）で示すことができない現場の施工条件は、特記仕様書で明示する必要がある。

特に、計画・工法変更の可能性については、事業計画や工法等が関係機関等と協議中で予見できる場合は、その可能性等について適切に明示する必要がある。

ア 土捨（取）場等の位置

土捨（取）場等の所在地を位置図で示すとともに、名称等の必要事項を特記仕様書で明示する。

イ 計画・工法変更の可能性

事業計画や工法等が関係機関等と協議中で、その変更の可能性が予見できる場合は、その内容等を特記仕様書で明示する。

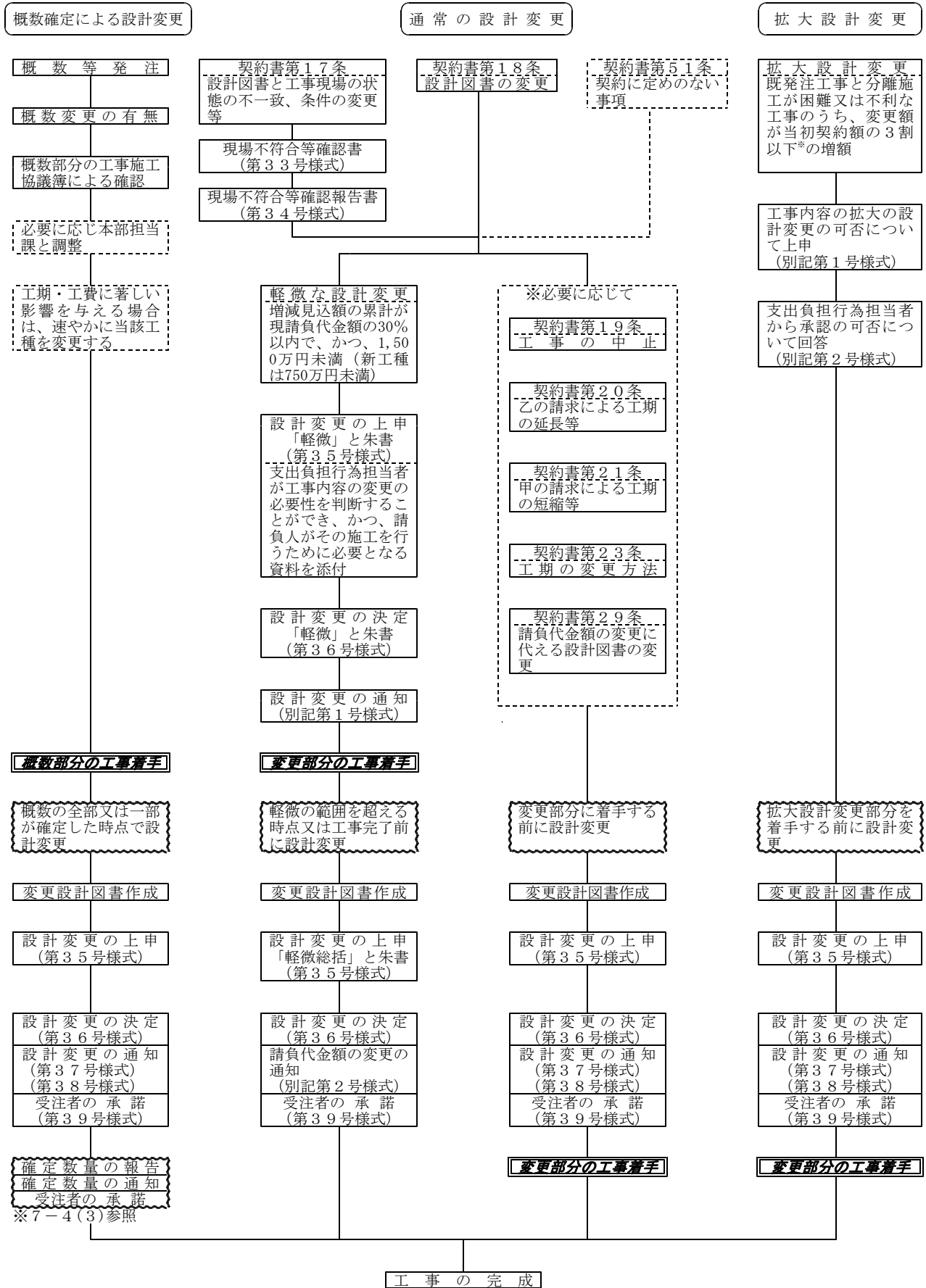
(9) 「**設計積算管理委員会**に諮る」

設計変更について、その適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、設計積算管理委員会に諮る必要がある。

設計変更の必要性については、契約上の甲乙という観点のほかに、妥当な予算執行といった観点も必要となるので、設計積算管理委員会に諮り慎重に判断する必要がある。

また、予算制度上や予算運営上の理由などから、契約書第29条の適用を検討する場合においても、設計積算管理委員会に諮ることが望ましい。

8-2 設計変更の手続きフロー図



※各様式については、「建設工事実務必携」を参照のこと。
 (※拡大設計変更 平成28年11月18日付け 建管第1467号)

9 設計変更理由記載例

9-1 一般事項

- (1) 設計変更にあたっては、その原因又は必要性等を掌握し、本章の理由記載例を参考に工事内容を変更する理由及び内容を明確かつ簡潔に記述すること。
- (2) 設計変更理由には、契約書の適用条項を記入のこと。
- (3) その他については次による。
 - ア 内容で記載事項が多項目にわたる場合は、別紙内訳によることができる。
 - イ 一つの変更理由により、ほかに多項目の変更事項が生じる場合は箇条書きとし、設計変更適用条項はそれぞれの箇条書きに記入することを原則とする。
 - ウ 変更内容について、次の事項を原則記述のこと。
 - (ア) 変更場所（位置、名称）
 - (イ) 〃 数量
 - (ウ) 〃 規格

9-2 設計変更上申書と理由書の表現等

- (1) 上申書と理由書の表現

設計変更上申書及び設計変更理由書での表現については、次のとおりとする。

設計変更の種類	概数の確定	拡大設計変更	軽微な設計変更	軽微総括	通常の設計変更
設計変更上申書	したい	したい	したい	する	したい
設計変更理由書	する	する	——	する	する

- (2) 設計変更上申時等の上申者

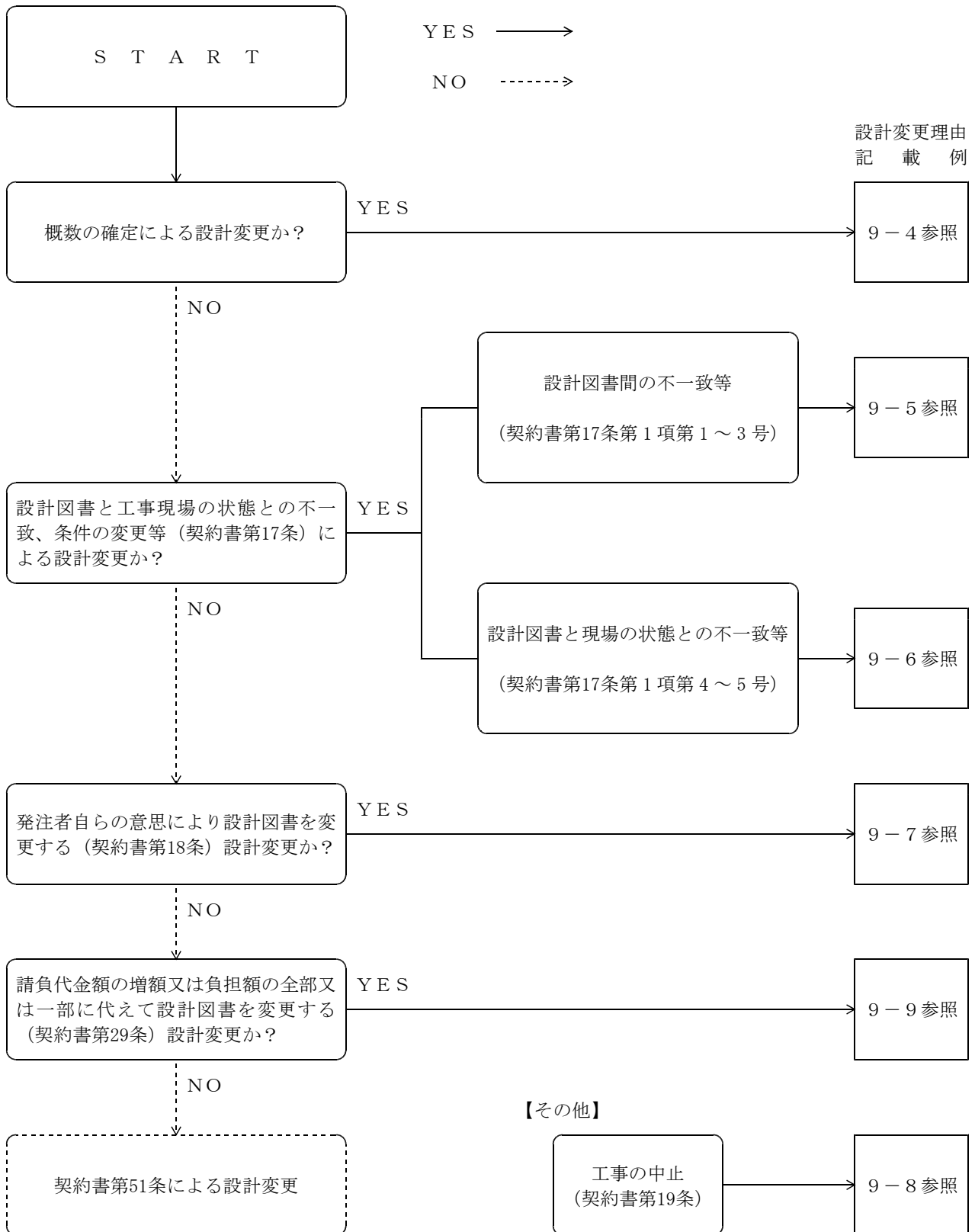
支出負担行為担当者に対する上申等に係る工事監督員の職務分担等については、「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」にて、次のとおり定められている。

<p>(工事監督員の一般的職務)</p> <p>第3条 工事監督員は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、支出負担行為担当者と緊密に連絡を行い、監督の実施について報告をしなければならない。</p> <p>(4) <u>工事の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認められる場合における措置に係る上申（理由を含む。）、その他契約図書に基づく必要事項の報告</u></p> <p>(工事監督員の職務分担)</p> <p>第4条 工事監督員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、監督業務を行うものとする。</p> <p>2 総括監督員は、主任監督員及び監督員を指揮指導し、主に次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(2) <u>前条第1項第4号の支出負担行為担当者に対する報告</u></p> <p>附 則</p> <p>2 <u>総括監督員の決裁については、北海道建設管理部事務決裁細則第11条及び第13条の規定を準用する。</u></p>

よって、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申や現場不符合等確認報告等については、総括監督員の職務となる。

なお、総括監督員が不在の場合は、「北海道建設管理部事務決裁細則」第11条（代決権者及び代決の順序）及び第13条（代決後の措置）を準用のこと。

9-3 設計変更理由記載例の選定フロー図



請負代金額が大幅に変更となる場合や適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、各建設管理部の「設計積算管理委員会」に諮ることを原則とする。

9-4 概数等発注

変更要素	理 由	内 容
概数等発注	【概数の確定により】	【変更したい。(〇〇〇)】
	EX. 概数の確定により変更したい。(護岸工) ……………工種 (レベル2) 全体の場合 概数の確定により変更したい。(コンクリートブロック工) ……………種別 (レベル3) 全体の場合 概数の確定により変更したい。(連節ブロック) ……………細別 (レベル4) に限定される場合 概数の確定により変更したい。(No.1集水桝関係数量) ……………工種内訳書の単価構成内容の場合 概数の確定により変更したい。(仮設鋼矢板、仮設鋼矢板賃料等、土のう～仮設鋼矢板の小口処理) ……延長確定に伴い、仮設鋼矢板の数量変更と土のう (小口処理) が新たに必要となった場合 概数の確定により変更したい。(仮橋上部～延長確定による鋼材規格・数量の変更) ……延長確定に伴い、鋼材の規格・数量が変更となった場合	
	(注) 1 簡単な理由として、「概数の確定により変更したい。」の後に括弧書きで、変更となる工種 (レベル2)、種別 (レベル3) 又は細別 (レベル4) を記載すること。 また、標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により新たな項目が生じた場合は、その旨も記載すること。 2 変更となった数量の対比については、「概数として扱う数量一覧表」で分かるため、記載する必要はない。	

9-5 契約書第17条第1項第1～3号 (設計図書間の不一致等)

変更要素	理 由	内 容
第17条 第1項 第1～3号	【設計図書間の不一致等により、】	【…を変更したい。(契約書第17条)】
	EX. 設計図書間の不一致等により、	護岸工詳細図 (図面番号 8 / 24) を変更したい。 (契約書第17条)
	EX. 設計図書間の不一致等により、	設計計算書及び数量算出書を変更したい。 (契約書第17条)
	(注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 (契約書第17条までを記載し、第〇項第〇号を記載する必要はない。) 2 請負代金額に変更が生じない場合であっても、設計変更として上申すること。	

9-6 契約書第17条第1項第4～5号（設計図書と現場の状態との不一致等）

変更要素	理 由	内 容
第17条 第1項 第4～5号	【…の結果、…のため、】 (注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 (契約書第17条までを記載し、第○項第○号を記載する必要はない。) 2 理由には、変更となる施工条件（軟岩が確認された、落石のおそれがあることが判明した、施工適期である○月○日までに施工できないこととなるため等）が分かるように記述すること。 また、内容には、変更の範囲（測点○○～◇◇等）、工種名、変更内容あるいは数量等（△△から××に等）を記述すること。	【…の…を、…から…に変更したい。 （契約書第17条）】
土 質	EX. 低水路掘削の結果、軟岩が確認されたため、	測点100～300の低水路掘削の一部の土質を、砂質土から軟岩に変更したい。（契約書第17条）
工 法	EX. 現地掘削の結果、擁壁工基礎底面部の一部に岩盤が確認されたため、	測点100～120の擁壁工の基礎工を、杭基礎（PHC杭、φ500mm、ℓ=4.0m）から直接基礎に変更したい。（契約書第17条）
数 量	EX. 現地掘削の結果、測点300～330の切土法面にわき水が確認され、土砂流出の恐れがあるため、	法面特殊かご（法長3m）の数量（範囲）を、75本（測点250～300）から120本（測点250～330）に変更したい。（契約書第17条）
技術管理費	EX. 現地調査の結果、法面工施工区間に亀裂箇所が確認されたため、	技術管理費にて地質試験費（ホーリング2孔×5m）を増工したい。（契約書第17条）
仮 設	EX. 現地再調査の結果、測点240～350のNO.2仮設落石防護柵の設置区間外（終点側測点350～380）に落石の恐れがあることが判明したため、	NO.2仮設落石防護柵の設置延長を110m（測点240～350）から140m（測点240～380）に変更したい。（契約書第17条）
	<p><仮設工について></p> <p>工事目的物を完成させるための施工方法、仮設等は契約書及び、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において施工するのが基本である。現場施工において地下水、土質等の条件の変更が生じた場合、任意仮設で発注すると契約上、その内容が受注者を拘束しない事項・数量となるため、実際に施工する仮設工が設計と異なるなど、設計変更を適正に処理することが難しくなる。このため、指定、任意にかかわらず、施工上の指定要件をできるだけ明確に条件明示しておくことが必要となる。</p>	

9-7 契約書第18条

変更要素	理 由	内 容
第18条	(注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、発注者として必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 また、内容には、変更の範囲（測点〇〇～◇◇等）、工種名、変更内容あるいは数量等を記述すること。	
計 画	EX. 掘削土の一時仮置箇所を〇〇町◇◇地先（D=15km）で計画していたが、新たに〇〇町△△地先（D=5km）に一時仮置箇所を確保できたため、	掘削土一時仮置箇所を、〇〇町◇◇地先から△△地先に変更したい。 （契約書第18条）
合 理 化 調 査	EX. 当該工事は、令和〇〇年△△月◇◇日付け建技第□□号により、令和〇〇年度施工合理化調査の対象工事となったため、	技術管理費にて施工調査費を増工したい。 （契約書第18条）
拡 大	EX. 事業の促進を図るため、 <拡大変更部分の工事着手について> 拡大設計変更に伴う変更部分の工事着手時期は、設計変更を上申して、甲乙協議が整い、請負人が承諾した月日以後であることに留意すること。	測点500～550までの舗装工をL=50m、A=400m ² 増工したい。 （契約書第18条）

9-8 契約書第19条

変更要素	理 由	内 容
第19条	【…により…したことから、…の必要が生じたため、】 (注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、発注者として中止の必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 3 内容には、中止の範囲（測点〇〇～◇◇等）、工種名等を記述すること。	【…の…を一時中止したい（契約書第19条）】
天候その他の不可抗力	EX. 〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、	測点2,400～2,480の護岸工を一時中止したい。 （契約書第19条）
そ の 他	EX. P2橋台工の杭基礎を施工した結果、杭が高止まりしたことから、構造を照査する必要が生じたため、	P2橋台工を一時中止したい。 （契約書第19条）

9-9 契約書第29条

変更要素	理 由	内 容
第29条	<p>【…の増額（又は費用負担）に代えて、】</p> <p>(注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、発注者として必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 3 内容には、減工する範囲（測点〇〇～◇◇等）、工種名等を記述すること。</p>	<p>【…の…を減工したい。（契約書第29条）】</p>
	<p>EX. 現場不符合による掘削工の増額に代えて、</p> <p>EX. 概数の確定による護岸工の増額に代えて、</p> <p>EX. 契約書第28条による費用負担に代えて、</p>	<p>測点200～250右岸の連節ブロックL=52mA=326m²を減工したい。 (契約書第29条)</p> <p>測点3,480～3,500の掘削工L=20m V=640m³を減工したい。 (契約書第29条)</p> <p>No3排水工の保護護岸工を減工したい。 (契約書第29条)</p>